

平成27年第2回嬉野市議会定例会会議録

|                             |           |                     |    |          |             |    |
|-----------------------------|-----------|---------------------|----|----------|-------------|----|
| 招 集 年 月 日                   | 平成27年6月5日 |                     |    |          |             |    |
| 招 集 場 所                     | 嬉野市議会議場   |                     |    |          |             |    |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告        | 開議        | 平成27年6月12日 午前10時00分 |    |          | 議 長 田 口 好 秋 |    |
|                             | 散会        | 平成27年6月12日 午後4時02分  |    |          | 議 長 田 口 好 秋 |    |
| 応（不応）招<br>議員及び出席<br>並びに欠席議員 | 議席<br>番号  | 氏 名                 | 出欠 | 議席<br>番号 | 氏 名         | 出欠 |
|                             | 1番        | 生 田 健 児             | 出  | 10番      | 山 口 政 人     | 出  |
|                             | 2番        | 宮 崎 良 平             | 出  | 11番      | 芦 塚 典 子     | 出  |
|                             | 3番        | 川 内 聖 二             | 出  | 12番      | 大 島 恒 典     | 出  |
|                             | 4番        | 増 田 朝 子             | 出  | 13番      | 梶 原 睦 也     | 出  |
|                             | 5番        | 森 田 明 彦             | 出  | 14番      | 田 中 政 司     | 出  |
|                             | 6番        | 辻 浩 一               | 出  | 15番      | 織 田 菊 男     | 出  |
|                             | 7番        | 山 口 忠 孝             | 出  | 16番      | 西 村 信 夫     | 出  |
|                             | 8番        | 田 中 平 一 郎           | 出  | 17番      | 山 口 要       | 出  |
|                             | 9番        | 山 下 芳 郎             | 出  | 18番      | 田 口 好 秋     | 出  |

|   |                      |        |                          |       |
|---|----------------------|--------|--------------------------|-------|
| 地方自治法<br>第121条の規定<br>により説明の<br>ため議会に出席<br>した者の職氏名 | 市長                   | 谷口 太一郎 | 健康づくり課長                  | 染川 健志 |
|   | 副市長                  | 中島 庸二  | 子育て支援課長                  | 池田 秋弘 |
|   | 教育長                  | 杉崎 士郎  | 市民協働推進課長                 | 緒方 俊裕 |
|   | 総務企画部長               | 池田 英信  | 文化・スポーツ振興課長              | 宮崎 康弘 |
|   | 市民福祉部長               | 田中 昌弘  | 福祉課長                     | 田中 秀則 |
|   | 産業建設部長               | 山口 健一郎 | 農林課長                     | 横田 泰次 |
|   | 教育部長                 | 堤 一男   | うれしの温泉観光課長               | 宮崎 康郎 |
|   | 会計管理者<br>会計課長兼務      | 井上 親司  | うれしの茶振興課長<br>農業委員会事務局長兼務 | 宮田 誠吾 |
|   | 総務課長<br>選挙管理委員会事務局長兼 | 辻 明弘   | 建設・新幹線課長                 | 早瀬 宏範 |
|   | 財政課長                 | 中野 哲也  | 環境水道課長                   | 副島 昌彦 |
|   | 企画政策課長               | 池田 幸一  | 教育総務課長                   | 峯崎 幸清 |
|   | 税務収納課長               | 諸井 和広  | 学校教育課長                   | 池田 正昭 |
|   | 市民課長                 | 大島 洋二郎 |                          |       |
| 本会議に職務<br>のため出席した<br>者の職氏名                        | 議会事務局長               | 納富 作男  |                          |       |
|   |                      |        |                          |       |

## 平成27年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成27年6月12日（金）

本会議第3日目

午前10時 開議

### 日程第1 一般質問

| 順次 | 通告者  | 質問の事項   |
|----|------|---|
| 1  | 増田朝子 | 1. 再任用制度について<br>2. 福祉バス（ヨッシー号）について<br>3. 市長のマニフェストについて                          |
| 2  | 西村信夫 | 1. 嬉野市空き家対策について<br>2. 地方版総合戦略について   |
| 3  | 川内聖二 | 1. みゆき梅林園のイノシシ対策について<br>2. 道路沿い法面等の雑草の対策について（すべての公道）<br>3. 県道佐世保嬉野線沿いの藤棚について    |
| 4  | 宮崎良平 | 1. スポーツ振興について<br>2. 全国的及び県内全域における投票率低下の現状について<br>3. 改正国民投票法成立及び公職選挙法について        |
| 5  | 梶原睦也 | 1. ボランティアによる地域支援について<br>2. 国民保養温泉地の認定について<br>3. 粗大ごみの取り扱いについて<br>4. みなし寡婦控除について |

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。4番増田朝子議員。

#### ○4番（増田朝子君）

皆様おはようございます。議席番号4番、増田朝子でございます。傍聴席の皆様におかれましては、早朝よりまことにありがとうございます。

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従って質問させていただきます。

今回は、大きく3つ、1つ目は再任用制度について、2つ目は福祉バス（ヨッシー号）について、3つ目は市長のマニフェストについてです。

以前から市民の方より行政の不透明さをよく耳にいたします。市政とは透明性を持って執行部してこそ市民の方々が市政に関心を示してもらえる要因の一つと思われれます。昨今、社会情勢が厳しい中、50代、60代の方が生活のために仕事を見つけることの困難な中、ことし3月、筆記試験と面接を受けてやっとなつけた市の臨時職員、そのような中、市の職員は再任用がなされているが、どのような制度になっているのかとよく尋ねられます。この再任用制度は平成13年4月、地方公務員法の改正により、本市でも合併当初から導入されています。また、平成25年4月以降、公的年金、報酬比例部分の支給開始年齢が60歳から65歳へと引き上げ、再任用制度によって雇用と年金の接続、平成25年3月26日閣議決定されました。

そこで、市長にお伺いします。本市における再任用制度の内容と現況についてお伺いします。

再質問とあとの質問は質問席からさせていただきます。

**○議長（田口好秋君）**

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

皆さんおはようございます。一般質問の2日目になりまして、きょうもよろしくお願ひいたします。また、傍聴の方におかれましては、早朝からの御臨席に心から敬意を表したいと思います。お疲れさまでございます。

増田朝子議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、再任用制度について、福祉バス（ヨッシー号）について、市長のマニフェストについてということでございます。

まず、壇上からは再任用制度の内容と現況ということでお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

この再任用制度につきましては、上位法、地方公務員法の改正で、嬉野市職員の再任用に関する条例、規則の規定のとおりでございますけれども、定年退職者等の中で再任用を希望する方から申し出をしていただき、従前の勤務実績等により選考を行いまして採用をしておるところでございます。

勤務の形態につきましては、フルタイム勤務、または短時間の勤務がありますが、嬉野市は現在まで短時間勤務、週23時間15分、週31時間のみを採用しておるところでございます。

この制度の現況ということでございますけれども、再任用数を見ると、平成20年度にも1

名で、その後、複数名で推移していましたが、平成25年度には5名となり、平成26年度には10名で、平成27年には11名となっております。現在、採用されている再任用職員は、知識、経験、技能等が豊富であり、市の行政サービスに生かせる人物であるとの評価をして雇用しているところでございます。

再任用職員を配置している課は、市の要望と本人の希望等を加味して調整した結果でおおむね配置をしているところでございます。

以上でお答えとさせていただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ただいま再任用の内容と現況ということで御答弁いただきました。その中で、本年度の27年度は11名ということでありますけれども、では、これから具体的に担当課にお伺いしたいと思っておりますけれども、28年度、29年度、30年度の再任用の予定数をお答えいただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

先ほどありました27年度が11名ということで、来年度以降につきましては、確実な数字ではございません、希望等がございますのでですね。来年度以降が若干ふえまして、そのまま推移すれば13名、29年度も13名、その前後で推移するのではないかと考えております。

今後の退職者の希望等によりますので、先ほど申し上げました数字は前後すると考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今お伺いしたのは、28年度、29年度、30年度それぞれ年度で退職者の予定数をお伺いしたいと思っておりますけれども、合計じゃなくて、それぞれ年度で。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

28年度末に7名、29年度末に7名、30年度末に3名の予定です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ただいま28年度、29年度、30年度、それで合計で13名ということで御答弁いただきました。

それでは、合併当初の18年度から26年度までの9年間の再任用の方の延べ人数をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

すみません、もう一度よろしいでしょうか。申しわけございません。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

平成18年度から、合併当初からこの制度が導入されておりますので、18年度から平成26年度までの9年間の再任用の延べ人数をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

18年度以降ということで、18、19年度はありませんけど、20年度が1名、21年度が3名、22年度が2名、23年度が4名、24年度が5名、25年度が5名、26年度が10名になります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

合計で30名ぐらいになると思いますけれども、それで、先ほど勤務体制としては、市長の答弁に短時間勤務ということで週23時間15分と31時間という御答弁をいただきました。それでは、給与ですね、年収はどれくらいかということと、そこに再任用の方に手当等はどういう手当があるのかということと、役職をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

再任用の方の年収ですけど、約314万円程度弱になります。手当としましては期末手当が1.45月、勤勉手当が0.7月になります。主任という格付になっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ただいま役職については主任という御答弁をいただきましたけれども、その主任というのは等級でいえば何級になりますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

4級に該当いたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、この再任用の方の財源としてはどこから出ますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

財源は特段ございませんので、一般財源となっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

財源としては一般財源ということですが、この再任用制度の現在の課題をお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

再任用制度につきましては、合併以降ということでございますけど、嬉野町のころから導

入をしておりましたので、それは国の方針等もございまして、ずっと継続をしておるということでございます。

課題といたしましては、全体的にベテランの職員さんがふえてきていただいておりますので、若い職員さんを指導していただくということで非常に有益な点が多いわけでございますけれども、やはり年金制度等の変化がっておりますので、そういう変化ができるだけ起こらないように、国全体で財源を確保していただく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

課題としては国全体で財源の確保をということで今市長から答弁をいただきましたけれども、では、これまで平成18年から26年まで再任用の延べ人数は30名になりますけれども、先ほど年収が314万円ということでありましたけれども、これまで延べ30名の方の、計算しますと約9,000万円が一般財源から歳出されたことになります。今後、5年間継続ということですが、それをマックス考えた場合、平成28年は18名に私の計算ではなります。そこで5,400万円、29年度には最高5年間皆さんが再任用された場合には23名、30年度には24名になります。それで、この28年度、29年度、30年度を合計したら1億9,500万円の計算になりました。

この再任用制度ですけれども、今後、年金支給開始年齢の引き上げはどのようになっているかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

28年3月、29年3月に退職される方については支給開始が62歳、30年と31年3月末に退職される方は63歳、32年、33年に退職される方が64歳、34年、35年、36年に退職される方が65歳となっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それぞれずっと年々引き上げになるかと思っておりますけれども、年金の引き上げがですね。じゃ、本市では再任用のあり方というか、採用の仕方についてどのような再任用として採用

されていますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

再任用制度につきましては、基本的には選考を行っておるところでございます。それで、時期が来たら、大体7月か8月でございますけれども、次年度の人員計画をつくるわけでございますので、その際に退職予定者、現在の再任用者全て意向調査を行わせていただいて、その意向に基づいて、私たちは選考試験をさせていただくという形にしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

確認ですけれども、選考試験でしょうか、試験ですか。選考試験、ちょっとすみません、確認です。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

面接を行うわけございまして、その中で意欲度とか、そういうものにつきましては採点を行っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、市長の御答弁では面接試験を行うと言われましたけれども、この年金の引き上げによって私の認識では手挙げ式かなというのをちょっと認識していたんですけれども、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在も面接を行いまして、また勤務実績等によって選考しておるということでございます。また、26年度からは全員雇用という変更がっております、上位法がですね。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

じゃ、26年度からは希望者があれば全員雇用ということで、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えいたします。

必ずしも全員が希望されれば採用するというわけではございませんで、やっぱりその中には不適合といいたいでしょうか、そういう部分もあろうかと思えます。そういう意味で選考という表現になっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、その選考というのが再任用職員勤務実績評価表ということで、それをもとに評価をされて任命されるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えいたします。

先ほどの実績表そのものについては、今年度4月からについては改正をしておるといふふうに思っております。その表については使わないということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

じゃ、26年度からは、4月からは変更があったということで認識いたしました。

では、嬉野市職員の再任用に関する規則の中で、規則第3条2項についての御説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

第3条第2項になります。第3条の2項に追加しております。当該年度からの途中から再任用を希望する者は採用希望日の30日前までに申し出なければならないと規定をしております。この場合においては、10月以降に再任用された者が引き続き次年度に再任用を希望する場合は、採用が決定したときに申し出ると、次年度はですね、さらに次年度ということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ちょっとここが理解に苦しむところだったんですけども、これは退職されてから5年間の間は途中であっても希望があれば再任用の対象になり得るということで理解してよろしいですか。

では、それが昨年、26年8月1日の施行ということで規則の改正があったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、昨年8月に規則の改正ということですがけれども、この対象者の方たちの通知はどのようにされましたでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えいたします。

基本的には、従前、法律ができたときから、例えば、定年退職後5年間はいつでも手を挙げられるということでございます。実は、この規則で改正したということではございませんで、今回の規則の改正の趣旨につきましては、例えば、病欠で急に職員が来なくなった場合とか、あるいは急な業務がふえたときのため、本人が希望されなければ雇用することができ

ませんので、こういった記載の仕方をしておりますけれども、こちらのほうからアプローチができるようなことを残したと、そういうことで年度途中から採用ができるというような文言を挿入したところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、対象者の方はこれは皆さん御存じのことなんでしょうかね、対象者。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

退職されるときに説明といたしましては、そういった例えば5年間は再任用職員として雇用ができますよという話はしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

先ほどの件は理解できました。

この再任用制度は平成25年3月26日に先ほどありました閣議決定により地方公務員の再任用制度が平成26年4月より本格的にスタートしましたがけれども、これは全国的、市町村の特別区、平成24年4月1日現在では全国1,723団体中1,555団体が、9割が自治体の再任用の条例を制定いたしています。それは90%ですね、9割。平成23年度、再任用を実施している団体は511団体、約3割、この3割の中に嬉野市も入っているわけですよ。ということで、私、近隣の市町村の状況をお尋ねしてきましたので、武雄市と鹿島市の担当課にお尋ねしました。そのときに、武雄市では26年度10人の再任用、そして27年度11人の再任用ということで、等級は3級ということです。条例としては18年3月ですけども、適用としては26年度からということでした。あと、隣の鹿島市では、26年度はゼロ、27年度は3人ということでした。等級は3級で、これも26年度より再任用の適用ということでした。

その中で、課題というのをお聞きしたところ、やっぱり再任用の方の配置の問題とか、活用の仕方というのが課題として上げられるとは言われました。そして、武雄市では配置としては公民館が多いということでありました。その中で、本市では5年間の途中でも再任用を適用と言われましたけれども、この近隣の武雄市でも鹿島市でも途中からの再任用は適用していませんというお話がありました。

そして、あとお尋ねしたところ、江北町は1人再任用ありますけれども、これは臨時職員

としての採用ということでした。

こういう近隣の状況を踏まえて、市長はこれをお聞きになられて、どう思われますか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の状況については、私どものほうの規則に基づいて運用しているわけございまして、先ほど申し上げましたように、嬉野町のころからいろんな議論がございまして、この再任用制度につきましては積極的にやっついこうということで、その当時、佐賀県ではほとんどなかったと思いますけれども、私どもは嬉野町として導入して、再任用制度を運用してきたわけでございますので、よその自治体と比べれば相当歴史はあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、歴史があると、早くから導入したと言われますけれども、やっぱりそれも財政が関係してくると思いますけれども、先ほど言いました近隣の市町では、今、本市では5年間の再任用と、1年更新の5年間ということですが、鹿島市では年金の引き上げと一緒に1年雇用とか、61歳からだったら61歳までの再任用、62歳からの引き上げだったら2年間の再任用ということでもありますけれども、本市は最初から5年間というのが違いかなというのをちょっと感じまして、そこに財政面も、この厳しい財政の中、そこにかかわってくるかと思っておりますので、先ほど市長が言われましたように、国からのもう少し交付金の措置とか、そういうのをできたらということでもありますけれども、その中で、例えば、民間との再任用を比べた場合、ここに、ある公社の方の契約書を入手いたしましたけれども、ここには嘱託給で15万円、その中でいろいろ引かれて手取り13万円ぐらいだそうです。それで、部分年金というか、それが8万円から10万円、一月が二十二、三万円ということで、年金をもらわれている方ですが、一般の民間の上限は28万円ですね。でも、公務員の方は上限は46万円と私は認識して、資料でも見たところ46万円ということですが、そこにまた経済格差があるんだなということを特に思います。

私も国民年金で65歳から月に6万7,000円ぐらいと思っているんですけども、その格差について、市長はどう思われますか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

各自治体、状況は違うと思えますけれども、トータルの人件費の考え方で各自治体は運営しておりますので、それぞれ特色がありますし、また考え方が違うというふうに思っております。

また、民間との格差というものにつきましては、私も民間にいましたので、感じておりますけれども、これは国全体で年金については調整していこうということで、今動きがあるところがございますので、改善というか、変わっていくんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

増田議員。

**○4番（増田朝子君）**

市長のお考えでは、この再任用制度の取り組み方が各自治体と違っていると、当然ということをおっしゃいました。なぜこういうことを申すかといいますと、公務員の方の、今まで年金の引き上げについて表があったんですけれども、ここに12年の以前は定額部分と報酬比例部分も両方60歳からだったんですけれども、だんだんそれが定額部分が14年度からずっと引き上げになってきたわけなんですけれども、そこの中でもやっぱり民間との、市民との格差というのが特に厳しいものがあって、それこそ先ほど壇上でも申しましたけれども、やっと50代、60代、本当に生活のために何とか仕事を見つけなきゃというときに、本市の職員の方、ちょっとこれは申しわけないんですけど、本当に恵まれているなというのを私も、また市民の方も感じられていらっしゃると思ひまして、発言いたしました。

それで、提案なんですけれども、例えば、この制度を適用されているということはわかりますけれども、職務の級の見直しとか、ほかの市町は3級が多かったんですけれども、本市は4級ということで1ランク上なんですけれども、職務の級の見直しとかしていただけたらと思ひますし、また、すばらしい能力を持った職員の方たちなので、今まで培った能力、知識、経験を生かして、以前にも先輩議員からの提案がありましたけれども、プロジェクトチームとかをつかって税の徴収、条例の制定、未登記の処理とか、そういう今までの経験を培ってしていただく特別なプロジェクトチームとして、今後さらに20名ほどふえると思うんですよね、再任用の数がですね。だから、そこにスポットを当てて、今までの経験を生かしてもらおうような制度にいただけたらなと思ひますけれども、市長はいかがでしょうか。

**○議長（田口好秋君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

現在、国のほうで年金制度等の見直しも行われておりますので、そこらについては関連して考えていかないといけないというふうに思っております。私どもとしては、雇用した以上は、やはり能力を100%使っていただくというのを願うのが私どもの役目だと思っておりますので、それはそれでしっかり指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

私が申し上げたのは、先ほど言われますように、100%能力を出していただくためのということですが、このほかにこの4月に機構改革があって、本市には総合案内というのがないんですよね。それで、窓口に行かれた方も大変わかりづらい、私も変わったばかりのときにはちょっとどこかなと探したんですけれども、経験豊富な再任用の職員の方に案内役とкаしてもらえたら助かるなと思っておりますけれども、それはどうですかね。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは旧町のときに、塩田町、嬉野町それぞれが案内ということ置いてやってきたわけでございますけれども、それぞれ職員数の削減とか、そういうもので実務のほうを優先していこうということで、実際やっている実務のほうを優先していこうということで、自然消滅的になくなってしまったわけでございますけれども、やはり私どもは、先ほど申し上げましたように、再任用の職員であろうとも、やはり質の高い仕事を要求するわけでございますので、そこらについては総合案内を置くということになると、また別な形で考えていかなければならないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ぜひそういうベテランの方に案内をしていただけたらと。この前、武雄市にお邪魔したときにも、ちょっとでも不安そうに見ていたら、お声をかけていただいて安心感を持てたのを覚えておりますけれども、そんなしてベテランの方に声をかけていただいたら、市民の方も安心して庁舎に出向けると思っておりますけれども、ぜひよかったら、ベテランの方の100%、市民の方に対しても気持ちよく接していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、この再任用制度が地方公務員法の改正という、この制度でずっと本市はされて

いるというのはわかりますけれども、その中でここにちょっと資料がありますけれども、地方公務員の雇用と年金の接続については、各地方公共団体において本決定の趣旨を踏まえ、能力、自主的に基づく人事管理を推進し、地方の実情に応じて必要な措置を講じるよう要請とされています。ですので、本当に地方の、この嬉野市の情勢に合わせての制度にさせていただきたいなということと、あと、ここに佐賀県みやき町における再任用制度の現状と課題ということで資料がありましたけれども、その中で県下の再任用の一覧がありました。その中で、課題として上げられているのが、元管理職職員ということで接し方にお互い気を使うということと、意識の切りかえが必要ではないかということが上げられています。そして、短時間勤務ということで、再任用職員不在の日がほかの職員で業務をフォローせざるを得なくなることもあり、ほかの職員の負担が増加する、短時間勤務にふさわしい職務についてもらうか、勤務時間の調節が必要、新規採用の、これはフルタイムの場合で、職員の定数にはならないとお伺いしましたけれども、フルタイムの場合は、定数管理の上限をふやす交渉も必要と思うとか、あと、やる気としては、給料は現役職員の約7割に減額され、仕事に対するモチベーションの低下があるんじゃないかならうかという、課題として上げられていました。本市では、今の市長の御答弁では、十分に実務をしていただいているということですが、やっぱり先ほどから申しますように、市民からも共感が得られる再任用制度にしていかねばならないと私は思いますし、また、本市も再任用制度において財政面とか人事面を含めて再度検討していただきたいと思いますが、これに関しては今後また再任用の人数もふえると思われましても、それに関してはいろんな意味での検討とかは市長はどう思われますか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今お話しなされたこと等については、既に私どものほうも現場とも協議をいたしまして、やはり再任用としても雇用するわけですので、いわゆる能力を発揮していただくのが第一だというふうに考えておりまして、面接等におきましても、一つずつ確認をしながら職場に配置をしているところですので、ただ長くなったということだけではなくて、一人一人を戦力として私どもとしては考えておりますので、なお厳しくやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

制度としては嬉野市は先進を行かれていますということですがけれども、先ほどから申しますけれども、本当に市民の方の共感が得られるような制度にさせていただきたいと思えます。

これで再任用制度は終わりますけれども、次に、福祉バス（ヨッシー号）についてお伺いしたいと思います。

平成25年10月から吉田地区において交通弱者の交通手段の確保として福祉バスの事業が始まっております。1年8カ月になります。吉田地区では5つの路線を走っています。

そこでお伺いしますが、この事業の取り組みの経緯と現状をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

吉田地区の公共交通機関であるバス路線、春日線がありましたけれども、そこを廃止されたのを契機に地区内に巡回バスを走らせることを吉田地区の地域コミュニティで検討委員会が立ち上げられまして、市の委託のもとに吉田地区コミュニティでその運行を行うこととなりました。先ほど申されましたけど、運行は25年10月1日から運行をされております。

それから、平成25年度の半年の実績では1日平均9人、平成26年度については年度で1日平均12人ということでした。現状は吉田地区のバスとして愛称のヨッシー号ということで定着してきておりまして、今後さらなる利用者増を期待しているところでございます。以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

先ほど経緯はわかりました。現状として、25年が平均9人、26年度は平均12人ということですが、この現状を踏まえて、市長はどうお考えですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の利用状況等につきましては、報告があったとおりでございます。いろいろ課題はあると思えます。しかしながら、やはり地形的な課題もございまして、いわゆる単線の往復運行ということでございますので、1日に何路線も走ることがなかなか厳しいという状況でございまして、これは吉田地区がずっと谷を走るということでございますので、そういう点では今のところ利用者が増加をしてきておりますので、これについては実際動かして、成果として出てきたんではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、この担当課としては、この数字を踏まえて、今の現状の課題は何と思われますか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えいたします。

吉田地区の地形上、集落が谷に分かれている、存在をしているために、循環方式でなく、吉田公民館を起点とした往復方式をとらざるを得ません。行きに乗車した人数がほぼ帰りの人数になるため、乗車数がなかなか伸びないということになります。

それから、運行を平日に限定しているのは、コミュニティで雇用をしている運転手が1人ということで、その方が休みの場合は代替運転手が必要になるため、その確保が難しいということが上げられます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ただいま乗車数が伸びないということが上げられましたけれども、私も実際利用者の方にお聞きしますと、利用されるところが大きく、今、公民館と言われましたけれども、病院と納戸料にありますまんぞく館、それと吉田皿屋にあります吉田歯科が主な利用拠点なんですけれども、その中で、まんぞく館に行くにも1時間半ぐらい待たなきゃいけないというのが時刻表の関係上あって、その中で例えば、利用できない理由とか利用している方のさらなる利用の拡大とか、そういう希望とかをアンケートをとったりとか、直接委託先の方と検討されたことがあるのか、以前にですね、それをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

先ほど議員のほうから一般質問の出た後に、ちょっと私もまだ初めてでしたので、一応コミュニティのほうにお聞きに行きました。そしたら、いろいろ課題はあるけれども、今やっと定時、定路線ということで、それから時刻表についてもヨッシー号というのがやっと定着しつつあるということでお聞きをしております。今のところ、いろいろ意見とかがあると

いうふうに思いますけど、特段大きなものはないというふうに一応お聞きをしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

コミュニティの担当の方にお聞きしますと、コミュニティの管轄、所管は市民協働推進課ということで、福祉バスに関しては福祉課ということで、なかなか両課所管があって、これまでなかなか検討とかされていなかったですもんねというお声があって、やはりこの福祉バスを本当に事業として充実させるためには、もっと委託先のコミュニティである担当の方と福祉課の方で本当に利用度をアップしていただくためにどうしたらいいかというのを検討とか見直しをしていただきたいと思います。

それで、その中で嬉野市福祉バス運行事業実施要綱というのがありますけれども、その中で第1条の目的で「公共交通機関の運行路線が少ない地区の交通弱者の交通手段の確保並びに在宅の高齢者、障がい者等の社会参加及び生活支援を図ることを目的とする。」とあります。それで、その中で社会参加及び生活支援とはということで市長にお伺いします。どういふことでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

さまざまに地域での活動等が行われておるわけでございますので、今までは足がわりになるものが全然なかったというふうなことでございまして、特に吉田地区につきましては、路線バスも1路線、大きなところは2路線になりますけど、そういうふうなことでございましたので、このヨッシー号を走らせることによって、まず一歩家から出てもらうことが社会とのかかわりを持つということにつながっていきますし、また、いろんな催し物等があったら、それを利用して参加をしていただくということで社会参加につながっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

市長の御答弁の中で、いろいろ催し物等とか行事等にも参加できたらということをお願いしてきましたけれども、その中で、では教育長にお尋ねしますけれども、今、各学校でコミュニティスクールがあつておりますけれども、このコミュニティスクールの取り組みもされて

いますので、学校行事とか地区の行事などに福祉バスを利用してはどうかと思いますけれども、昨年、吉田中学校の文化祭を見せていただきました。本当に少ない生徒数の中で一生懸命劇の練習をしたり、合唱とか、本当に感動いたしました、を見せていただいて。そういうときにもこの福祉バスを使って、本当に吉田地区の方が見に来ていただいたら、もっと生徒さんも励みになっていいかと思えますし、また、見に来られる方も、どこそこのお孫さんとかあって、そこにまた地域とのコミュニケーションができるかと思えますけれども、そういうことに利用するということに対していかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

先ほど増田議員が目的の第1条のところでおっしゃいました中で、いわゆる交通弱者の部分がありましたですね。そういう方からすれば、コミュニティで学校行事に来ていただくということについては、学校としては何ら問題はないと思います。ただ、福祉バスのほうを学校の子どもたちが使うということになりますと、時間帯であるとか路線が決まっている関係で、やはり目的の視点からいけば、いわゆる目的外使用になるのではないかなというふうに感じます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

学生さんじゃなくて、地域の方が学校に出向いていくのに福祉バスを利用したいと、それはどうでしょうかということです。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

先ほども申し上げましたように、それは差し支えないんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ありがとうございます。私が思うに、例えば、小・中学校の運動会とか文化祭とかの学校行事、なかなか私も学校にちょっと今まで関係なかったので出向くことがなかったんですけども、本当にしょっちゅう感動しまくっています。入学式、卒業式、運動会とか、そういう感動を地域の方々にも味わっていただけたらなと思えますので、ぜひ、例えば小・中学校

の運動会、文化祭、あと地区の運動会、ちょっと学校には関係ありませんけど、例えば集団健診とか夏祭り、おくんち、選挙、公民館でのイベント等に使えたら、本当に福祉バスの有効性にもつながるし、利用者さんにお聞きしたら、自分は夏祭りに最近は全然行っとらんもんねとか、おくんちも最近行ったことはなかと言われることがありました。それで、定期的とは言いません、本当に年に何回かのイベントに対してそういうのに福祉バスを利用できたら地域の方ももっと社会参加ができていいんじゃないかと思えますけれども、それに対して市長、どういうお考えでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ぜひそのような形で福祉バスを利用していただければと思っております。ただ、時間とかコースとか決まっておりますので、あらかじめ広報される内容等を十分地域の方に理解していただいて、この時間にこのバスに乗っていったら間に合うとか、そこは御自身でいろいろ判断をしながら、ヨッシー号を利用していただければと思えます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

特別な日なので時間の組みかえとかも大変と思えますけれども、ぜひそれに取り組んでいただきたいと思えます。ありがとうございます。

そして、この福祉バスなんですけれども、市長のマニフェストにも、これまでという中で、順次市内に拡大していきますとありますけれども、今後、福祉バスについてどういうお考えなのか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この福祉バスですね、地域の中での交通体制というものはぜひ確立をしていきたいと思っております。ヨッシー号の成果というのに非常に期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

まず、今現在の吉田地区で福祉バスが運行されていますので、まずそこがモデルとしていろんな福祉バスの利用の仕方、社会参加の仕方、それを福祉バスで十分に活用していただきたいと思います。今、市長にも言っていただきましたけれども、まず今御提案させていただいた一つでもいいですので、テスト運行を一つでもしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これで福祉バスについては終わります。

では、次に市長のマニフェストについてお伺いします。

昨年の市長の改選時において、市民の方に多くのことを約束され、掲げておられます。その中で2点、進捗状況をお伺いしたいと思います。

ここにマニフェストがありますけれども、健康福祉のところで地域担当の保健師から家庭担当の保健師、市民一人一人の生涯健康管理カルテとありますけれども、まず生涯健康管理カルテについてお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

マニフェストということじゃなくて、政策指標としておりますので、少し違いますので、よろしく願いしたいと思います。

実は、生涯健康管理カルテにつきましては、以前からぜひ取り組みをさせていただきたいということで、私なりにいろんな思いを持ってやってきたところでございますので、ぜひ実現をしたいと思っております。

現在の私どもの状況だけを申し上げますと、庁内の関係課を集めて検討会を開催しております。集約できる情報、活用方法、問題点等について検討を行っていただいているところでございます。現在、嬉野市で管理している健康管理と複数のシステムにつきましては、ことし1月、杵藤地区で統一されまして、各種検診や特定健診、健康づくり健診等、各データを取り込む移行などをして、生涯健康管理カルテとしての活用は可能になるというふうに思っております。それで今の動きと、それから今回のナンバー制度とあわせて、ぜひ検討をしていきたいと思っております。ただ、学校のほうの健診データにつきましては、まだ紙ベースでございますので、そこまでぜひ私どもとしては入り込んでいただきたいと思っておりますので、学校側との協議を行っていききたいというふうに思っております。

もう1つは、私は県の保険者協議会の会長もいたしております。県としては全国でも先駆けて各保険者間の、私どもは国保ですけど、いろいろ協会健保とかありますけれども、そういう団体の情報の共有化というのを今進めておるところでございます。そういうふうなことがかなり進んでいきますと、保険者側から見た保健、私どもは国保でございますけど、

保険者側から見た市民の方の健康状況、その他についての管理の動きということにつながっていくということで、今、県の保険者協議会としても、昨年から全国に先駆けてデータ交換を始めたところでございます。協会健保あたりになりますと、国全体のデータが東京にありますので、ちょっと照合できておりませんが、できるだけそういうものも照合していきながら、三師会の先生方との協議を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

進捗状況としてはあれですけども、市民にとって、私も今ちょっとなかなか理解していないところがありまして、健康カルテ自体がどういうものなのかというのをもう一度御説明いただけますか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それぞれの個人の方の特質はあると思いますけれども、幼児期から病院にかかれた場合、健診を受けられた場合のデータにつきましては、やはり生涯影響するというふうに承っておりますので、体質というものはあると思いますけれども、最終的にはそのカルテを見ながら、それぞれの個々の方で食生活の改善とか、また後期高齢者になられましたときには、今までどのような医療とのかかわりをしてこられたか、保健とのかかわりをしてこられたかというのが、今度は施設側にもわかるようになるというふうに思いまして、対応が非常に各個人に対してのサービスが徹底していくというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

1人の方をずっと幼少期から一つのデータとして、ずっと情報としてデータ化するということが理解してよろしいですかね。わかりました。

ここの中で、家庭担当の保健師となれば、保健師の数も必要になってくるかと思われまますが、どのようなふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これにつきましては、既に嬉野市は塩田町時代に、塩田町の場合は各地域担当の保健師さんが大まかに決まっておられて、熱心にしていただいていたわけでもございまして、私どもとしてはそれを延長した形で、もちろん地域が中心になってきますけれども、地域にどういう方がおられてというふうな感じで、世帯の様子までわかるようにしていきたいというふうに思っております。非常に財政的には厳しい中でございますけれども、保健師さんの増員というものを今図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

保健師さんの増員も含めて検討したいということですが、先ほど進捗状況をお答えいただいたんですけれども、今後の計画としていついつぐらいにどうか、具体的な計画をもう一度お聞かせ願いますか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、今回、国全体がナンバー制を10月から導入するということでございますので、そのナンバー制度が実際どのような形で動いていくのかということを確認させていただいて、きのうもお答え申し上げましたけど、そのようなナンバー制度の中に今回の、例えば医療情報とか福祉の情報というのが載せていくことができるか、そこらについては国の情報等を見ながら勉強していきたいと思っております。今、国の情報としては、要するに災害救援、災害支援の情報はナンバー制度に載せていくということは決定しているようでございますので、私どもとしてはぜひ保健福祉の面まで載せていけるようになれば非常にいいのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ただいまの御答弁では、ナンバー制の中にデータとして一緒に入れられたらということでお聞きしたんですけれども、例えば、ナンバー制でも、きのうのお話の中では、個人が申請しないと、秋から国からのあれがあって、個人で申請しなければナンバー制はできないと理解しているんですけど、いかがですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ナンバー制度が発足をいたしますので、発足する前提としては、当然国のほうもそれぞれの個人の方も希望となっていますけれども、いわゆるカードを持ってもらうということについては努力はされると思います。私どもも当然していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今後は進捗をずっと見ていきたいと思いますが、この制度はやっぱり情報として最近出ているんですけど、ナンバー制に対しての情報漏れがあるんじゃないかなとかいう、結構メディアでも取り上げられていますけれども、これが本当にきちんと制度化されれば、市として健康カルテのことが制度化されたら、本当に幼少から大人まで一つのデータで健康をずっと管理できるということはすばらしいことだと思いますので、これからも市民の方に対してどういうことをするんだという広報的なこともよろしくお願ひしたいと思います。周知徹底をお願ひしたいと思います。

次に、子育てについてですけれども、子育てから教育まで相談できる子どもセンターをつくりますと。子どもセンターでは全ての相談に応じられる体制をつくりますとありますが、まず計画としてどこまで進んでおられますでしょうか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

子どもセンターを整備して、子育てや教育に関する全ての相談に応じられる体制の構築を目指しておるところでございます。子どもセンターにつきましては、ことし3月に策定いたしました嬉野市子ども・子育て支援事業計画にも盛り込むことができたわけございまして、平成27年度から平成31年度までの5カ年で整備する計画でございます。

計画の初年度に当たります本年度は、同様の施設を管理運営している先進自治体等を調査、研究して、どのような施設にしていくのかということを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、その検討の中に、例えば、新しく建物をつくられるのか、場所とかの検討も踏まえてずっと今進められていっているんですかね。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まだそこまではいっておりませんので、それこそいろんなところの先進地もありますので、視察させていただいてというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

まだ場所までは話としては進んでいないということですが、子育てから教育までとありますが、どのような業務とどのような職種の職員の方の配置を計画されていらっしゃるんですかね。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まだ具体的に構成その他についてもまとまっておりませんので、これから固めていくわけでございますけれども、先ほどのカルテとも関連しますが、ある程度、子どもさんの幼児期から思春期まで対応できるような、そういうふうないわゆるマンパワーが必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

子どもセンターについては今から計画をされるということですが、センター建設の前に、これだけ人口減少とか言われている中で、子育てに関する本市の取り組みがちょっと弱いんじゃないかなと私は感じているんですけれども、その中で、この福祉行政サービスの御案内とあるんですけれども、昨日の雇用促進の件で芦塚議員がパンフレットとか、見せられたんですけれども、やっぱり市民に向けてのパンフレットとか、それを子育て支援に関してはまず市民に向けて、お母さん方がぱっと見られるようなパンフレットを

まず作成していただきたいと思いますが、その中で相談とか、どこに行ったらいいのかとか、ぱっと見れるような、子育てのセンターも大事ですが、そういう中身的なソフトの面でも進めていっていただきたいというのが私の願いなんですけれども、なかなかこういうのも、昨日も支援事業に関してのアンケート、土曜、日曜の開設を希望している人がいらっしゃるといのがあったんですけれども、現実、保育園とか幼稚園に問い合わせたところ、希望がなかったとありますけれども、じゃ、このアンケートは一体何なんだろうかと、きのう聞きながら思っていたんですけれども、そういった意味で、現場の方と当事者の方ともっともっと話し合っていて、いろんな情報をもとに計画を進めていただきたいというのが私の言いたいところなんですけれども、市長はいつも市民の皆さんとともにという市長のモットーがありますけれども、市長の以前のお言葉の中で、1人の100歩より100人の1歩というのを言われたことがあります。しかしながら、市民の皆さんが市長って本当にともに歩んでもらっているだろうか、市民の声を反映させてもらっているだろうかというのが疑問に思います。

そこで、今後、計画を進められて、いろんなところで計画を進められると思いますけれども、やはり現場の方、当事者の方ともっともっと話し合う場を設けてもらい、生の声を受けてもらってから計画を進めていただきたいと私は強く願いますけれども、そこは市長、いかがでしょうか。

**○議長（田口好秋君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

一番大事なことをおっしゃったわけでごさいます、私どもはもともとそういうスタンスでやってきておりますので、まだ不足しているという御意見でございましょうから、ぜひそういう点は心してまいりたいと思います。

また、子どもさんへの情報提供ということにつきましては、結構うちの担当課も努力をいたしまして、そういうふうな冊子とかいうことじゃなくて、年間を通じて子どもカレンダー等もつくりまして、各該当の御家庭の方にはちゃんと御理解いただくように努力をしておりますので、それに加えて、またいろんなことができれば取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

増田議員。

**○4番（増田朝子君）**

市長の御答弁のように、ぜひもっともっと当事者の方との話し合う場を設けていただいて、生の声を聞いていただきたいと思っておりますとともに、合併当初は市長も各地区に出向いていっ

てもらって語る会をしていただきました。ぜひもう一回初心に戻ってもらって、語る会とかしていただきたいと願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（田口好秋君）**

これで増田朝子議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

16番西村信夫議員の発言を許します。西村信夫議員。

**○16番（西村信夫君）**

通告の順序に従いまして一般質問を行います。

今回の定例会には大きく分けて2点質問を提出いたしております。まず1点、嬉野市空き家対策について、それから2点目に、地方版総合戦略についてということで提出をしております。順次質問をさせていただきます。

それでは、空き家対策についてから質問いたします。

近年、全国的に空き家が増加をいたしております。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。このため空き家等の所有者等に対し、空き家等の適切な管理、除却等を行わせるため、実効性のある仕組みの整備が早急の課題になっております。

空き家等の適正管理に関する条例を制定する地方公共団体も増加をしております。空き家等の問題の全国的な広がりや今後のさらなる深刻化のおそれを踏まえ、嬉野市としても積極的にこの空き家対策に対処すべきではないかと考えておるところでございます。

そこで、空き家対策を進める特別措置法が2015年5月26日全面施行をされました。国土交通省は特定空き家の判断基準を示した市町村向けガイドラインを公表しております。

そこで、以下4点質問を具体的にしていきます。

まず1点目、本市の空き家の状況と特定空き家のガイドラインについて具体的な説明をしていただきたいと思ひます。

それから2番目、嬉野市空き家等の適正管理に関する条例が嬉野市も制定をされております。平成25年1月1日施行後にどのような取り組みをして、どのような事案があったのか、お伺いをいたします。

それから3点目、市町村が特定空き家と判断し、所有者に撤去や修繕の勧告や命令ができる上、命令に従わない場合は強制的に撤去できるようになったが、新法律のもとで嬉野市の取り組みはどのようにされるのか、説明を求めたいと思ひます。

それから4点目、今までの固定資産税の優遇税制が今回の法改正で撤廃をされました。空き家を放置すると固定資産税は今後どのようになるのか、具体的説明をしていただきたいと思ひます。

2 項目めの地方版総合戦略については質問席から質問をいたします。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

西村信夫議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、嬉野市の空き家対策等についてのお尋ねでございます。

空き家対策を進める特別措置法が2015年5月26日から全面施行された。国土交通省は特定空き家の判断基準を示した市町村向けガイドラインを公表した。

1 点目が本市の空き家の現状と特定空き家のガイドラインを伺うということでございます。

平成24年7月に行政嘱託員の皆さんにお願いいたしまして空き家の実態調査を行い、その際の空き家の件数は452件となっております。そのうち条例に基づき老朽危険空き家として判定したものは6件で、うち2件については所有者に解体していただいております。

空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、それと同時に、国から基本方針及び措置に関するガイドラインが発表されたところでございます。ガイドラインにおいては、いわゆる危険な状態にある特定空き家等に対する措置の概要及びその具体的な手順、所有者等の特定、特定空き家等の判断の参考となる基準等が示されているところでございます。

2 点目の嬉野市空き家等の適正管理に関する条例が制定されているが、平成25年1月1日施行後に適用された事案をとということでございます。

条例制定後、現在までに危険な状態である空き家として6件を認定いたしております。このうち2件は既に解体していただいております。現在は4件の老朽危険空き家がございます。4件のうち所有者不明が2件、助言指導を行っているものが1件、勧告を行っているものが1件となっております。

次に、市町村が特定空き家と判断し、所有者に撤去や修繕の勧告や命令ができる上、命令に従わない場合は強制的に撤去できるようになったが、新法での本市の取り組みをというお尋ねでございます。

市の条例におきましても、勧告、命令及び代執行を規定しておりますが、法律で規定されることにより市民に周知が図られ、市としても措置を講じやすくなるのではないかと考えておるところでございます。

今後、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市内の空き家等の実態把握や空き家データベースの整備、空き家等対策計画の作成を実施し、特定空き家等について国の基本指針及びガイドラインに沿って適切な措置を講じていく必要があると考えているところでございまして、市の条例の改廃等につきましては法との整合性を見きわめながら検討してまいりたいと思います。

以上で西村信夫議員のお尋ねについて壇上からお答えいたします。（発言する者あり）  
失礼しました。4点目までお答え申し上げます。

4点目、今までの優遇税制が撤廃され、空き家を放置すると固定資産税はどうなるのかというお尋ねでございます。

地方税法に基づき、人の居住の用に供する家屋の敷地につきましては固定資産税の住宅用地特例が適用されております。空家等対策の推進に関する特別措置法で特定空き家等と判定した建物で、その所有者に対して行政指導として勧告した場合は、当該の特定空き家等に係る敷地については固定資産税の住宅用地特例の対象から除外され、固定資産税は増額となります。その後、所有者等が勧告、または命令に係る措置を実施し、当該勧告、または命令が撤回された場合は再度住宅用地特例の適用となるところでございます。除却した場合は除かれるということになります。

当市の複数の事例で検証した結果、およそ1.5倍から3倍になりました。また、特定空き家等そのものについては家屋とみなさず、当該家屋分の固定資産税を翌年度から課税はされません。

以上で西村信夫議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

**○議長（田口好秋君）**

西村議員。

**○16番（西村信夫君）**

それでは、再質問をさせていただきます。

この空き家の対策については、今議会でも数名の同僚議員のほうから質問が出されておまして、重複する分があるかと思えますけれども、御理解いただきたいと思っております。

今日、空き家等が全国的にふえており、国では5年に一度の住宅・土地統計調査によりますと、平成20年の空き家が757万戸、そしてまた、25年に820万戸、このように63万戸もふえております。嬉野市内におきましては、昨日、同僚議員のほうから質問があつて答弁がされましたけれども、平成24年7月現在452戸、そのうち危険空き家が4戸と答弁をされております。

そこで、空家等対策の推進に関する特別措置法が2015年5月26日、最近、全面施行されたわけですが、この現在のガイドライン、この部分についてはどのように今のうちの空き家対策条例とかかわっていくのか、そのあたりに具体的に説明していただければと思います。

**○議長（田口好秋君）**

総務課長。

**○総務課長（辻 明弘君）**

お答えいたします。

今回の特別措置法の施行に伴いまして、ガイドラインが同時に示されております。その内容につきましては、先ほど市長答弁に概略っておりますけど、法に定義される空き家等及び特定空き家等の規定とか定義になります。具体的な定義をされております。

それとあと、特定空き家に対する措置を講ずる場合の参考となる事項、こういった基準についてもガイドラインに書かれております。

それと、先ほど言いました特定空き家等に対する措置、これについても立入調査、データベースの整備を行うと。それと、特定空き家等に関する権利者との調整、こういったものを行った上で調査がございます。別紙というのが設けられておりますけど、別紙1から4までということで設けられております。申し上げますと、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれがある状態が1つ、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3番目に、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、4番目に、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態ということがこのガイドラインに示されておりますので、この判定基準、ガイドラインに基づいて、現在施行しております嬉野市の条例とあわせて今後措置を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

西村議員。

**○16番（西村信夫君）**

国の示したガイドラインを具体的にではなくて大まかに説明をいただいたわけですね。その中で、私も調査をしまして、国の特定空き家の措置の定義は、まず1つ、そのまま放置すれば倒壊などの危険のある空き家、今、1番目に説明をいただきました。そして、衛生上有害な状態の空き家ですね、これが2点目。3点目に、不適切管理によって景観を損なっている空き家、これが3点目。4点目に、周辺環境の保全に不適切な空き家ということで説明を受けたわけですが、現在、うちは24年では452戸の空き家というようなことで説明を受けておりますが、もう3年経過をしております。その中で、国も25年度では63万戸もふえているわけですので、現況、どれくらいうちの嬉野市に空き家が存在するのか、そのあたりはどうお考えなのか、求めたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

総務課長。

**○総務課長（辻 明弘君）**

お答えいたします。

24年7月に調査をしましてまいりましたけど、その後の調査についてはこちらのほうで行っておりません。先ほど議員おっしゃるとおり、これだけ増加をする中において、その後、調査

を行っていないということは、状況把握ができていないということで考えておるところでございます。

それで、25年の施行の後に、実際、委員会等を開いております。これは認定をする際の委員会等も開いております。これは3回開催をしているところでございます。一番最初の24年7月に調査をしまして、その後、その452件の中から65件を危険と思われるという状態のものを抽出いたしまして再度調査を行った上で、それを判定の委員会にかけているということで、現在、先ほど答弁にあったとおり、6件が危険空き家ということで認定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

うちは、先ほど最後に申されましたけど、嬉野市老朽危険空き家等対策委員会設置要綱が24年12月20日、25年1月1日執行されておるわけですね。これは横に置いて、まず、ガイドラインですね、こういう国が示したガイドラインが今回の法改正に伴って非常に厳しくなったというような理解をしておりますけれども、この空き家に対する法改正に伴ってどのように変わっていくのか、今後、空き家のふえていき方によって空き家に対する罰則規定もうたわれておりますけれども、そこのあたりの見解を求めたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回の措置法の施行に伴いまして、先ほど議員おっしゃるとおり、厳しくなっておりますと考えておりまして、現在の調査を行った件数については再度調査を行いまして、このガイドライン等に即しまして調査を行いまして、先ほど申し上げましたけど、データベースの整備とか、こういったところを整備いたしまして、空き家等の対策の計画、これをまず作成しまして、特定空き家等に対して適切な措置を講じていくというふうを考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そしたら、総合的に判断して、新しく今度新法に基づいて嬉野市も取り組むということで理解してよかですかね。

そしたら、現在の条例改正が当然伴うだろうと思うし、その条例改正についてどのような

対処をされていくべきなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

条例改正につきましては、この特措法の施行によりまして、現在、嬉野市の条例を見直すのか、廃止をするのかということを含めて検討しているところでございます。

これにつきましては、今、県の西部地区の対策協議会がございまして、そこに加入をしております管内の市町等と連携をとりまして、同じようにその条例等を施行されてありますので、例えば、今回、法に規定されている定義とか、調査、助言及び指導ですね、それとかあと、勧告、措置命令、代執行などは法に規定をされておりますので、こういったものは削除をした上で条例を整備ということで、それも一つということで検討しているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

今度、新しく法が改正されて、第1条から第16条まで記載されておりました、ずっと見てみれば、特定空き家とはどういうものかと、そして、空き家とはどういうものかということもここできちっと条例に制定されております。そういう中で、今回、特措法のもとで特定空き家、この関係について、うちが代執行とかそういった部分まで踏み切っていくのかどうか、そのあたりも当然この条例のもとで検討すべき余地はあるんじゃないかと思っております。

その中で、特に私の考えておるのは、特定空き家に指定するしない、この基準は誰がどこでやるわけですかね。このあたりを求めたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

現在、対策委員会でこれを検討しております。当然、新しく施行されました特別措置法の基準に従いまして、この判定委員会を通じまして危険空き家と認定していくということになると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

**○16番（西村信夫君）**

そしたら、ここには第7条、協議会というようなことで、「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」ということになっておるわけですね。

「協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」とうたわれておりますけれども、このあたりはどういうふうな手続をとっていかれるのか、求めたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

総務課長。

**○総務課長（辻 明弘君）**

お答えいたします。

今までは委員会等での判定ということでありましたけど、先ほど議員おっしゃるとおり、協議会を組織することができるということですので、今後、早急にこの協議会を設置していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

西村議員。

**○16番（西村信夫君）**

協議会を設置していくというようなことで答弁をいただきました。

もう1つ、第14条第3項「市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。」というようなことですが、空き家の所有者に対して、そういった勧告を命ずることができるということになっておまして、これに違反した場合には罰則規定がありますね、これはね。今回から罰則規定があります。

第16条、過料の中で「市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。」と。そしてまた、「立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。」というようなことがうたわれておりますけれども、嬉野市としてもこれに準じていくべきなのかどうか、求めたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

総務課長。

**○総務課長（辻 明弘君）**

お答えいたします。

法に規定があるとおりに施行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そういうことで、基本的には全てこの法律に基づいて条例をつくっていくということで理解していいですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

最終的には廃止というところもあるんですけど、今のところは改正の方向で進みたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それでは、2番目の項に、嬉野市空き家等の適正管理に関する条例がうちは制定されておりました、平成25年1月1日施行後に適用された事案、この件について先ほど説明をいただきましたけれども、この委員会が設置をされておりましたね。委員会の委員長は副市長になっておるわけですね。これは3回ほどされたと言いましたけれども、いつごろこの委員会を開かれたのか、求めたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この施行後に、第1回目を平成25年2月18日に行っております。

回数を言います。第2回目が25年5月24日に行っております。3回目が26年6月27日に行っております。

第1回目でございますけど、先ほど一部答弁いたしましたけど、452件、調査で上がってきた分を65件に絞りまして、総務課、建設・新幹線課の担当で再度調査を行いまして、この件数について危険度の判定の基準に基づいて、その当時は基準案がまだ案としてしかありませんでしたので、その分で判定をしております。

第2回目につきましては、この判定の基準案を策定した後に、判定表により5件というこ

とで空き家の判定をいたしております。

第3回目に、これはその後に調査、相談があった分になりますけど、この分が1件、老朽危険空き家ということで3回目の委員会の中で判定をいたしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

3回されたわけですけれども、先ほど説明があつて、助言、勧告などなど若干されておりますけれども、この部分についての助言した場合、あと、勧告した場合の空き家の所有者、どういうふうに行われたのか、その点を求めたいと思います。（発言する者あり）対応。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

こちらのほうから勧告、指導、助言等を行いますけど、その所有者の方のどうしても経済的のところも勘案されるということになりまして、すぐにとすることはなかなかできておりません。そういうところが現状でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

勧告、助言などなど、先ほど件数的に勧告2件というようなことで言われましたけれども、勧告しても、助言をしても、そういう成果があらわれていないということで理解しているかどうか。

そして、あわせてこの委員会の委員長は副市長であつて、副委員長は総務企画部長になっておるですね。そして、そのうち市長が指名する職員をもって充てるというようなことですが、市長が指名する職員をもって充てた人はどのような方が委員になって、この空き家に対する勧告、助言、指導、命令等々に取り組んでいただいているのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

助言、指導、それと勧告ですけど、なかなか進んでいないというのが現状でございます。

やはり先ほど申し上げましたけど、まず経済的なものとかございますので、一方的にということもなかなか厳しい状況でございますので、即座に解決できるということにはつながっておりません。

それと、2点目ですけど、副市長を委員長ということで、副委員長を総務企画部長、それと、今現在ですと産業建設部長、建設・新幹線課長、環境水道課長、税務収納課長、あと、関係者ということで建設・新幹線課の課員がオブザーバー的に入っているものと思います。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

西村議員。

**○16番（西村信夫君）**

それぞれ条例に基づき、要綱に基づいて取り組みはされておるということは理解をできますけれども、24年7月に空き家をきちっと何戸というようなことで明らかにしたけれども、その部分について、もう少し近々の空き家、これだけ新聞紙上が空き家についての取り組みを非常に報道もされておりますので、やっぱりそのあたりについてはきちっと今後していくべきじゃないかなと思っております。

452件の空き家と言われましたけれども、3年経過する中で500件ぐらい来ておるかもわからんですよ、それは。少なくなるということは当然、国が63万戸もふえておるとやから、今後、そこのあたりを空き家対策新法に基づいてきちっと示していくべきじゃないかと私は思っております。

それで、市長にお尋ねしますが、このように嬉野市も空き家が非常に多くなったということはどのように分析をされているのか、その点お尋ねしたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

全体的に地域を見ておりますと、今、議員御発言のように空き家がふえてきたなと思っておりますが、やはりこの原因の一つとしては、核家族化が相当進んできた日本の社会背景があるわけございまして、嬉野も相当核家族化によって子どもさんたちが独立をされたり、そういうようなところがありまして、以前からある持ち家につきましては御高齢の方々が亡くなられたりというようなことで空き家になっていくということが結構あるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

西村議員。

○16番（西村信夫君）

もう一回市長にお尋ねしますが、ここは重要な問題やないかと思いますが、今回の法改正に伴って行政代執行する場合については、この法改正のもとで、ある一定の国の財政支援はするということやうたわれておりますけれども、この行政代執行するに当たっての公的資金の導入、この問題についてどう捉えていくのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この新しい法につきましては、要するに行政代執行じゃなくて、略式の代執行ということになっておりますので、今のところ私どもが得ています情報では、国が費用負担するという情報は得ておりません。ですから、私どもがもし代執行した場合については、要するに私どももの負担になるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

私はどこかで記事を、総務課長、ちょっとこの面については国、県が支援をしていくというようなことを私は项目的に読んでおりますので、ここは確認をしていただきたいと思いたす。お願いします。

そして、空き家が非常に解消されないということについて、なぜ空き家がふえて、空き家が解消できない、整理できないのかということや市長に求めたいと思いたす。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私どもはほかの自治体に先駆けて空き家対策の取り組みを始めたわけやございますけれども、委員会等の動きを見ておると、やはり所有者が特定できないというふうな時代になってしまったということが大きな原因の一つにあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それぞれ空き家の解消もできていないということやありますけれども、これはやっぱり全

国的に構造的な問題があるというようなことも言われております。しかし、その市町村に任せられた空き家対策については、きちっと責任を持って、やはり今度の新法に基づいて取り組んでいただくことを切にお願いしたいと思っております。

そして、最後、4番目ですけれども、空き家が放置され、空き家が解体された場合についての固定資産税の取り扱い、これも今回の新法において撤廃をされたわけです。6倍の固定資産税が課税されるというようなことで言われておりましたけれども、これがどのようになっているのかということで答弁をもらったわけですが、1.5倍から3倍ぐらいになるというようなことですけれども、担当課長、もう少し具体的に説明を求めたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

税務収納課長。

**○税務収納課長（諸井和広君）**

それでは、お答えいたします。

特定空き家と判断された場合に固定資産税が増加することになると考えております。ただし、新聞等で行われているように、6倍にはね上がることはまずありません。というのは、税額は対象となる固定資産税の状況により異なるため一概には言えませんが、今の複数の事例で検証した結果、1.5倍から3倍になるというふうに先ほど答弁したこととなります。

その理由というのが、住宅用地の特例というのは200平米まで6分の1、200平米を超える部分については3分の1の軽減がございますけれども、これについては特定空き家の指定を受けた場合に住宅用地とは判断しないというふうになってくるわけなんですけれども、2つの軽減要因があるわけなんです、1つとして、先ほど言いましたように、地目の変更による評価額の減少ですね。これは特定空き家と指定された場合には当該空き家を固定資産税の課税客体としての家屋とみなすことは適当ではございませんので、その土地についても宅地ではなく雑種地として評価を行うこととなります。雑種地としての評価は、宅地としての評価を100%とした場合に30%から70%程度の評価になるというふうに判断しております。つまり課税標準額は宅地の30%から70%の減額になるというふうになります。

2つ目の減額要因なんですけれども、雑種地を含む非住宅用地の負担調整率というのがございまして、雑種地を含む非住宅用地は一律に課税標準額を価格の70%に引き下げるということになっております。

この2つの軽減措置によりまして、30%から70%、そしてまた、さらに70%というふうに掛け合わせていきますと、実際ある事例ではおよそ1.5倍から3倍というふうに増加するものと考えております。

また、特定空き家そのものについても、先ほどありましたとおり、家屋とみなさないわけでございますので、当該家屋については翌年度から課税対象としません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

総合的には1.5倍から3倍ぐらいの課税と。しかし、今の更地にした場合は雑種地にみなすと。宅地にみなさん、雑種地にみなすというのは都市部もあわせての見解なのか。その点とですね、更地にした場合、空き家の建っている状態、これは家屋に対して課税がされておると思いますが、その特定空き家と特定空き家でない課税の方法は考えておるとですかね。理解されておるのか、その点、ちょっと説明を詳しく求めたいと思います。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（諸井和広君）

お答えいたします。

今のところ更地にした場合については、都会と嬉野市とでは若干状況が違いますけれども、都会におきましては住宅用地としての判断をされる場所もあると思います。ただし、嬉野市に関しては、今のところ雑種地としての判断をしていきたいというふうに考えております。

もう1つお尋ねがあったところは、特定空き家とそれ以外の家屋をどういうふうに判断するかということですが、特定空き家というのは家屋とみなさないというふうに申し上げたと思いますが、特定空き家以外については今のところ家屋とみなすということで、住宅用地の特例もつけていくということになると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

都市部と嬉野市との土地の評価についても異なると思いますが、今、小規模住宅ですね、200平米以下、評価額の6分の1と言われていましたけれども、この基準は変わらないわけですね。

あわせて、一般住宅の200平米以上、この分については評価額の3分の1、これも今回の法改正で変わらないわけですかね。その点、確認をさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（諸井和広君）

その付近については変わりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それぞれこの法律の改正に基づいて非常に固定資産税も絡んでくるわけですので、今、うちの452戸の中で所在不明、固定資産税が取れていない、徴収ができていない件数は何件ぐらいあるのか、その点、求めたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

現在、この452件のうち、先ほど申し上げました6件の中の2件ですね、所有不明ということで、こちらのほうが現在連絡がとれておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

2件がとれていないというようなことで言われております。

そこで、あとずっと行きましたけれども、このガイドラインの中で1つ、今回、きちっと受けとめていかなければならないのは、特定空き家ということに対して、周辺の景観等を損なうものにも特定空き家というものが明記をされておりますが、このことについての見解はどのように考えていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

当然、周辺に特段何もなければ早急ということにはならないかと思えます。危険ということにはならないかと思っております。ただ、景観等、そういったとを守っていく上では早急に対応をしなければならぬかと思えます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

一応時間も来まして、あと、昼から第2項目めについてはやっています。

それでは、これで終わります。午前中の部は終わりです。

○議長（田口好秋君）

ちょっと待ってください。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

それでは、西村議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩して、13時より再開をいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

午前中、休憩のために中断をしておりました西村信夫議員の一般質問を続けます。どうぞ、西村議員。

○16番（西村信夫君）

午前中、最後に議事運営に支障を来したということについてはおわびを申し上げたいと思います。

それでは、2番目の地方版総合戦略についてということで質問をさせていただきます。

2016年3月をめどに地方版総合戦略を策定することが国の努力義務というふうなことで今うたわれております。その中で、都道府県、市町村は、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、2016年3月までをめどに地方版総合戦略を策定することが努力義務とされております。地方版総合戦略には、当該区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する基本目標、基本目標達成のために講ずるべき施策の基本的方向、講ずるべき施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な事項を盛り込むことになっております。これに基づいて質問させていただきます。

まず、嬉野市の地方版総合戦略の推進組織の設置状況というようなことで1番目にうたっておりますけれども、この地方版総合戦略というものは一体どのようなものなのか、まず、お尋ねしたいと思います。部長にお尋ねしますけど、産業建設部長、答弁を求めたいと思います。（発言する者あり）

産業建設部長ということで名指しをしましたがけれども、これは市長のほうにまずお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

嬉野市の総合戦略策定に向けて5月27日に嬉野市総合戦略推進委員会を発足しておるところでございます。推進委員は国から求められておりました産・官・学・金・労・言の委員6名及び3名の一般公募委員を合わせまして9名の委員から成る組織となっております。今お話の件でございますけれども、人口減対策に向けて将来の嬉野市がどうあるべきかを考えていただくということで進めていくわけでございます。また、地方創生の中でありました子育て支援や女性の就労等に配慮して協議をしていただくというふうに思っております。そういうことで30代、40代の若い人も入っていただいておりますし、4名の女性の委員も入っていただいているということでございます。

そういうようなことで協議をしていただきまして、政策の4分野ごとに一応5年ごとの基本目標を設定するという事になっておるところでございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほど市長が説明をされましたけれども、全国の市町村が2015年度内に向こう31年までの5カ年計画を策定すべきという大きな取り組みがなされておまして、嬉野市としてもこれに取り組んでいただいております。

この地方版総合戦略というものは、わかりやすく言えば、人口減を歯どめして、東京に一極集中するのを、人口の流れが集中しているのを是正するというようなことで理解しておりますけれども、担当課長、部長ですね、そのあたりをきちっと説明いただければと思いますけど。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

地方版総合戦略といいますのは、人口減少克服、地方創生を目的として、地方へ新しい人の流れをつくるというものを各全国の地方が戦略をつくっていくものと理解しております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そこで、質問をしていきたいと思いますが、総合戦略推進委員というものを3月の議会で上程されたわけですが、嬉野市総合戦略推進委員会条例ということで、組織について

は委員10名というようなことで条例に載っておりますけれども、嬉野市の現状、推進の委員は9名というようなことですが、10名ではなかったと思いますが、なぜ10名にできなかったのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

国から求められております組織のあり方として、産・官・学・金・労・言、この組織と、あと広く市民の人から成る組織をつくりなさいということでございました。先ほどの産・官・学・金・労・言の6名と一般公募の3名を合わせて9名と。条例の中でも10名以内としておりましたので、今回は9名の組織としておるところでございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

うちは9名というようなことで委員の選任をされておりますけれども、この選任につきましては産業界ですね、これは「産」と言います。「官」というのは都道府県、市町村、国の行政機関の方を1名。それと、「学」は大学、高等学校の教員の方を入れると。そして、「金」は金融機関の方もそこに委員として入れると。そしてまた、「労」は労働団体の方もそこに委員として入れると。「言」というものはマスコミ、メディアを入れて組織をするというのがここにうたわれておりますが、嬉野市としては9名の方が今委員となっておりますけれども、それぞれここにうたっておりますように、産・官・学・金・労・言というふうなことが全て入っております。そしてまた、一般公募の方が3名いらっしゃいますけれども、この一般公募の方についてはホームページで公募されたかと思いますが、何名ぐらいの応募があつて、この一般公募を3名選任されたのか、その点をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

3名の方が手を挙げてこられて、3名の方が委員になっておられます。市報と、あとホームページで公募をしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

一応3名の方が一般公募ということで、嬉野市総合戦略推進委員ということで非常に重要な任務に取り組んでいただくということになっておるわけでございます。

そこで、本市におけるまち・ひと・しごと創生に関する取り組みについての基本目標を以下質問するというようなことで一応①、②、③、④まで上げております。これは3月議会でも今回の議会でも同僚議員の方が質問されておりますが、改めて私も準備をしておりましたので、答弁を求めていきたいなと思っております。

まず、①、地方における安定した雇用を創出する施策というものはどういうふうに取り組んでいかれるのか、お尋ねをします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

いわゆる4つの①、②、③、④、この施策4分野についてそれぞれ嬉野市で取り組んでいく事業を考えていくんですけれども、これから先ほどの委員会と嬉野庁舎内で行っている本部会議とで検討していくわけでございますけれども、今、考えられる施策といたしましては、地方における安定した雇用を創出する施策ということに関しましては、1つが企業誘致、あと創業支援、起業の支援の推進であったりとか、農林水産業における新規就業の促進、このあたりが考えられる施策かなと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

企業誘致、創造、会社を立てることについての支援、それから、農林水産業に対する取り組みをしていくというようなことですが、企業誘致というものはどのように進んでいくのか、そしてまた、企業を起こすというようなことはどのようにしていくのか、農林水産業についての取り組みはどのようにしていくか、細部にわたってわかれば説明をしていただきたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えいたします。

企業誘致につきましては、今までは製造業とか大きい工場あたりがどんと地方に移るとか、そういうのが主流でございましたけれども、今後は事務系の企業あたりもこちらのほうに話を持ってこれないかというのが1つ考えられると思えますけど、国のほうも本社機能を地方

に移すということに関しまして税面で優遇をするとかいう措置も講じられておりますので、その辺も含めて検討をしていきたいと。

あと、起業支援につきましては、うちのほうは残念ながら今そういうメニューがございませんので、そういうのをまずつくっていきたいと考えております。

あと、農林水産業に係る新規就業者につきましては、新しく農業をしたいという方が都会あたりでもいらっしゃったら、そういう方々に働きかけをしていければと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そういうふうな取り組みをしていくというようなことですが、なかなか難しい部分はあるかと思いますが、担当課としても努力をしていただければと思っております。

それでは次に、②、地方への新しい人の流れをつくる取り組みをというふうなことですが、具体的に人の流れを嬉野市につくるというようなことはどういうふうな取り組みをしていくのか、お尋ねをします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

地方への新しい人の流れをつくるということで考えられる施策といたしましては、移住、定住の促進、それと、滞在型観光の促進、スポーツ合宿の誘致等が考えられると思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

地方への流れをつくるというようなことですが、今、東京圏内におきましても、地方にチャンスがあれば住みたいというのが約4割ぐらいおられるというようなことで、雑誌、本等々に載っておりますけれども、そういう人たちを嬉野市に流入していくというようなことも当然考えるべきだと思いますけれども、そのあたりの見解はどのように思っているのか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

都会の人たちを新しく地方へ流していくということに関しまして、まず、いかに各地方が知恵を出して東京圏の方に目を向けさせるかということで、東京にあります今度開設をされました移住・交流情報ガーデン、それから、ふるさと回帰支援センターあたりで嬉野の住みよさをPRして、こちらのほうへの移住を促していければと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

4割の方が東京圏からチャンスがあれば地方に行きたいと先ほど申し上げましたように、そういったところについても嬉野市としての取り組みをしっかりと備えていくべきではないかと思っております。

そして、③ですけど、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる施策ということですが、子育てについては嬉野市としても取り組みについて十分していただいておりますけれども、これ以上に取り組む必要があるということで、この地方版総合戦略には載せるべきではないかと思っておりますが、具体的に若い世代の結婚、出産、子育てについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

この件につきましては、結婚希望者への婚活支援であったり、子育て支援センターの充実、このあたりが考えられる施策かなと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

子育て、結婚ですけど、結婚支援課がございますけれども、現状、嬉野市の結婚についての取り組みはどうかさっておるのか、担当課、おわかりやったら示していただきたいと思いますが。

○議長（田口好秋君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（緒方俊裕君）

お答えをいたします。

現状の取り組みということでございますけれども、ちなみに、平成26年度には結婚支援の

講演会の開催、それから、各コミュニティにお一人ずつの結婚支援サポーターさんを配置いたしております、そのサポーターさんの方の研修会、あるいは登録者のコミュニケーション能力向上講座、それから、さまざまな結婚に関する個別相談会ですね、それと、出会いのイベント等、さまざまな取り組みを展開しておるところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

結婚支援課も取り組んでいただいておりますけれども、今、この結婚に対する登録者は現在何名ぐらいいらっしゃるのか。

○議長（田口好秋君）

市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（緒方俊裕君）

お答えをいたします。

登録者は全体で78名、男性が59名、女性が19名という現状でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

78名が登録をして、何とか縁があったら結婚したいという意思があるわけですね。

そういう中で、なかなか結婚ができないというのが現状、地域においても結婚されていない方、これは本人の意思の問題でありますけれども、私たちから見れば、何とか結婚をして幸せな家庭を持っていくというのが人生の基本ではないかと思っておりますが、なぜ結婚ができないかというのを市長はどのように捉えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私たちが結婚支援の動きをした理由といたしましても、市といたしまして、要するに出会いの場が提供できればということで訴えまして、そして、今70名を超える方が登録をいただいておりますので、一義的には、やはり地方において出会いの場が少なかったのではないかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

結婚がなかなか難しいという部分も含めてですけど、経済的な部分もあるかと思いますが、今、正社員よりも非正規社員が非常に多くなっております。うちの市役所内でも約4割の方が非正規社員ですね。この方々の給与を見ましても14万円ぐらいじゃないかと。14万円ですね。その中で、いざ結婚に踏み切るといのは経済的に非常に難しい部分があると。

これは社会的な今の現状ですけれども、市長、そのあたりの捉え方はどのように思っているのか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる非正規の従業員の方がふえてきているというのは、これは全国的な課題でありますので、今、国もいろんな法を調整しながら、正規の社員がふえていくように政策をとっていただいておりますので、そういうことでぜひ産業界全体がそういう動きになっていくことに期待をしたいというふうに思っております。

また、全体的な生活の、いわゆる結婚してかかる費用等につきましては、今は以前みたいに1人でということではなくて、両方働いているというふうなことも受け入れられておりますので、そこは努力をしていただくように、私たちとしてもぜひ御協力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

今、国が結婚、人口増を図るといようなことで精いっぱい努力をして柱を立てていらっしゃいますけれども、きょう労働法改正法案が一応可決するんじゃないかなというふうなお話まで伺っておりますけれども、これが可決をした場合、ずっと非正規で過ごさないといけないというふうな状況に置かれていくわけです。そういった場合、なかなか今の人口増と、そしてまた、今の法案と本当に逆行するんじゃないかと思いますが、市長、そのあたりの捉え方はどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の国の法案につきましては、長い時間をかけて審議をされたわけでございますので、通るか通らんかはわかりませんが、新しい時代に合わせた制度だというふうにしていただいております。

私たちはその反面、地域における、例えば、嬉野での農業、それから、商業、工業、頑張っておられる方がたくさんおられるわけでございますので、いろんな政策を打ち出しながら、そういう方々が安心して生活ができるような施策を打っていくべきだということで、日ごろ議会にお願いして予算等も動かしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

なかなかこれから先の若者の雇用の場、そしてまた、労働環境、非常に厳しい状況に置かれてくる。私たちが若いときは全て、臨時に2年か3年かおったら職員になっていくということですが、今の現状は、嬉野市の市役所内でも1年採用して、次に試験があって、通れば2年目までいいと。そして、次、3年目に行こうとして、また試験があって、また通れば3年もいいというようなことで制度が変わりましたが、非常に働く人の立場になったら、先が、雇用の安定が見えないというような状況に置かれているわけですが、非常にこれから先の若者の雇用環境が厳しいという状況について、市長、今後の雇用の問題をどうふうにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたように、やはり私どもとしてできる努力というものは、地方の産業を活性化して、それに従事していただく方々の生活を安定させていくというのが一つの手法としてあるわけでございますので、そういう点では以前から議会からもいろんな御意見をいただきながら予算等も動かしてきたところでございますので、今後、引き続き努力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

地方の産業といっても、嬉野市はなかなかこれといった産業が見えてこないわけですが、今回の策定に当たって取り組みを強化しながら企業の誘致を図っていただきたいと考

えております。

次に、出産についてですけれども、出産も、結婚がなければなかなか子どもも産めないけれども、今の嬉野市の出生状況について今議会で示していただければと思います。

○議長（田口好秋君）

市民課長。

○市民課長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

嬉野市の平成24年の記録でございますが、1.55人となっております。ちなみに、平成20年が1.57人でした。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

1.55といえば、国よりも下回っているんじゃないかと思いますが、そのあたりの確認を求めたいと思いますが。

○議長（田口好秋君）

市民課長。

○市民課長（大島洋二郎君）

全国の平成24年が1.38で、嬉野市が1.55ですので、0.17上回っていると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

全国平均よりも若干上回っているということですが、さらに出生ですね、これを求めていきたいと思います。

そして、子育ての希望をかなえる施策というものについては、子育てについても、子どもたちが学校に行くにしても、幼稚園に行くにしても、高校に行くにしても非常に経費がかかるということで、なかなか1人、2人、3人というふうに、2人、3人産めるという社会状況じゃないと思いますが、子育てについて教育長はどのように思っておるのか。

そしてまた、学校の経費、子どもを一人前に育てる予算が非常にかさむわけですけれども、その点はどういうふうにお考えなのか、お尋ねをします。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思いますが、テーマとしては、③のほうでは子育ての希望をかなえる施策についてということでございますので、保護者の皆さん、あるいは市民の方々の子育ての希望については多岐にわたるといふふうに思っております。そういうところでいきますと、現在実施をしている、例えば、昨年9月あたりから実施をさせていただいております嬉野市子ども学校塾ですね、こういうものでありますとか、ことし4月に小学3年生に辞書を給与をしてというふうなことあたりも一つの方法ではないのかなと思っております。それまでの以前でございますと、現在も続けておりますけれども、校長先生の知恵袋事業等においても、いわゆる学力向上と心の教育を中心とした体験的な活動も導入をしておりますし、そういったものもございます。それから、新嬉野市の本をつくりました。「生きる力」の教科書ですね、こういったものあたりも現在やっておりますので、今後はそれぞれ一口に言うと、多様なものを一発ではなくて広範囲にわたって取り組んでいく必要があるのかなというふうに思います。

予算については、本当に国の予算が取れる分については県、国から取っていきたいというふうに思いますけれども、なかなかひもつきでない部分もございますので、そういうときには市議会の皆さんに御理解をいただきながら、マンパワーを導入した形での取り組み、施策を考えていきたいというふうに思っていますし、ことし、総合教育会議も市長のほうから立ち上げていただいておりますので、そういう中で教育基本計画あたりも具体的につくっておりますので、その中の5カ年の間に取り組みたいことを述べさせていただいておりますので、そういうものを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

子育てについては、学校の教育の関係についても多岐にわたる事業に取り組んでいただいておりますということを私は理解しております。そういった意味で、これから保護者の負担が伴うというのが非常に難しい部分はありますけれども、そういった部分を含めながらも、そういった取り組みをしていただいたということについては評価をしておきたいと思っております。今後、さらなる子育てに対しての支援を切にお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、最後、④ですけど、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する取り組みというようなことですが、このあたりについて説明を求めたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えいたします。

この件に関しましては、災害に強い基盤づくりであったりとか、地域コミュニティの活性化、こういうのが考えられる施策だと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そういった災害に強い基盤づくりなどは当然すべき事項でございます。この策定に当たっても今回の地方版総合戦略の中にきちっと明記されるわけですけれども、しっかり取り組んで、嬉野市のさらなる発展と安心、これをお願いしたいと思っております。

そして、この地方版総合戦略についてですが、平成31年度までの5カ年計画ですが、基本目標ということで、地方における安定した雇用を創出する雇用創出の人数は何名か、そしてまた、地方への新しい人の流れをつくる転入者はどれくらいなのか、そしてまた、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる出生は何名ぐらいか、そしてまた、基本目標の4つ目、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する小さな拠点数、これは何カ所ぐらいかということの細部にわたっても今回の地方版総合戦略に明記をしなければいけないのかどうか、その点、求めたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

今、人口ビジョンを策定最中でございますけれども、今、議員がおっしゃられた項目等についてはその人口ビジョンの中でしっかりうたっていきたいと思っております。人口ビジョンに基づいて総合戦略をつくり上げていくというのが流れでございますので、全般的にもそういう形でつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そしてまた、もう1点ですが、政府は2014年12月にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを閣議決定したわけですが、多くの市町村は地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定に着手をしておるわけですけれども、今年度中の策定が次年度の地方創生の交付金に反映をされるということで、しかし、日本全体は人口減少が続く中で、各市町にとって人口を維持していく具体的プランを出すということは容易ではないじゃないかと思っておりますが、担当課として

はどのようにお考えなのか、お尋ねをします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

新型交付金の話も今お話しされましたけれども、地方版総合戦略を策定するのが今年度中に求められておりますので、これを策定しないと、そういう交付金あたりにも影響をしておりますので、しっかりしたそういう総合戦略をつくり上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

最後になりました。最後ですね、地方版総合戦略は自治体が主体的に起草することになっておりますけれども、嬉野市として嬉野市独自の主体的な取り組みが行われるのかどうか、確認をさせていただきたいと思いますが。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

地方版総合戦略の策定に向けましては、3月の議会で先行型の予算を計上いたしておりました。この分で策定をしていくわけでございますけれども、内容といたしましては、専門的な人口ビジョンを策定する上で、どうしても人口分析等の専門的な知識が必要だということで、その分を業者委託いたしまして、あと、大もとのところはうちの市役所のほうで手づくりをして、まとめ上げていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そこを聞いたかったわけですね。業者委託、コンサルティング、これは地方版総合戦略については嬉野独自で考えていくべきじゃないかと思っております、しかし、人口増減についての将来の見通しについては嬉野市として独自に専門家を入れないと考え切れないのかどうか、その点お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

本来でしたら全てを手づくりでいくべきでしょうけれども、どうしても人口ビジョンの中で人口分析ですね、このあたりが非常に難しい、専門的な知識が必要だということで、その分のみを業者へ委託するというようにしております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

西村議員。

**○16番（西村信夫君）**

人口についてのコンサルティング委託というようなことでありますけれども、いろいろな資料の中でも、やっぱり嬉野独自で、各市町の独自で作り上げていくというのがこの基本です。コンサルティングに委託をしたら、鹿島市、あるいは武雄市、嬉野市と、そのA業者、どことはわかりませんが、一緒になって、似通ったような総合戦略については国も余り好ましくないというようなことを明記されております。

そういったことを含めながら、しっかりした嬉野市の総合戦略を策定されることをお願いと期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

**○議長（田口好秋君）**

これで西村信夫議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

3番川内聖二議員の発言を許します。川内聖二議員。

**○3番（川内聖二君）**

議席番号3番、川内聖二です。本日はお忙しい中、傍聴席に足を運んでくださいました皆様方に厚く御礼申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。

今回は、私の質問としまして大きく3項目に質問をいたします。まず1項目めは、みゆき公園梅林園のイノシシ対策について、2項目めは、道路沿いののり面等の雑草の対策について、最後に、佐世保嬉野線沿いの藤棚についてお伺いをいたします。

それでは、1項目めのみゆき公園梅林園のイノシシ対策についてお伺いをいたします。

嬉野市では、これまで観光地として栄えていき、現在たくさんの観光施設があります。その中の一つとしてみゆき公園梅林園があり、梅林園には約400本の梅の木が嬉野市内の方々や福岡県の太宰府天満宮より寄贈され、開園以来きれいな花を咲かせています。しかし、現在の梅林園は、整備や清掃を行っても、イノシシによる被害で園内は荒らされて、景観を損なっています。

そこで、市としては今後何らかの対策を考えているか、お伺いいたします。

また、再質問及び2項目め以降につきましては、質問席から質問を行いたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

川内聖二議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、みゆき公園梅林園のイノシシ対策についてということでございます。

嬉野市は、観光地として栄え、たくさんの観光施設があるが、その中のみゆき公園の梅林園にイノシシによる被害が出ていると。今後、何らかの対策は考えられないかということでございます。

現在までの対策といたしましては、梅林園の周りにノリ網を張って防護をしてきたわけですが、日がたつにつれてノリ網の効果も薄れたところでございます。

そこで、現在取り組んでおりますのが、イノシシの侵入経路と思われる梅林園西側の林に、みゆき野球場のバックスクリーンから堤まで約60メートルをワイヤメッシュで防護柵を設置する予定で、現在、作業中でございます。この防護柵で被害がおさまることを期待しておりますけれども、今後もお被害が続けば、また違う対策を検討しなければならないと考えておるところでございます。

以上で川内聖二議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

**○議長（田口好秋君）**

川内議員。

**○3番（川内聖二君）**

市長の答弁では、グラウンド後ろのほうにワイヤメッシュで対策を行うという答弁でしたが、みゆき公園全体をワイヤメッシュ等で対策をとるような考えはないか、お尋ねいたします。

**○議長（田口好秋君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

費用の面もかかるとは思いますけれども、みゆき公園全体が保護できるように、いずれは対策をとらなくてはならないような状況になるんじゃないかなというふうに心配をしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

川内議員。

**○3番（川内聖二君）**

今その対策を行ったとしまして、イノシシが完全に入らないように侵入を防止することはできるんですかね、再度お伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、対策をとっておりますのは、いわゆる経路と思われるところを公園の管理者はわかっておるわけでございますので、そここのところにワイヤメッシュを張らせていただいて、一応防御をするということで検討いたしまして、今、実際作業を進めているということでございまして、あと、やはり山から出てこないということになれば一番いいわけですけど、一応そういう対策をとってみたいということでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

これまで対策を講じられていると思いますが、余り成果が出ていないように思いました。これまでイノシシに詳しい方に相談をされて取り組まれたことがありますか、所管のほうにお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

こちらからどなたが詳しいかという情報もまずちょっと持ち合わせておりませんが、いろんな方から、あそこが崩れている、掘り返しているという情報をいただきながら、その折々におっしゃっていただいた方からの情報というかですね、そういった形の対応となっております、具体的に専門的な方にみゆき公園を見てもらったというような経緯はございません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

イノシシをまず捕獲されてから、柵を、侵入路を断つという方法を先にとったほうがいいのではないかと私は思うんですよね。それで、昨年度、イノシシ対策についてお尋ねをしましたが、山口部長と一緒に三重県の農業研究所のほうに研修で行きまして、捕獲装置の説明

を受けてまいりました。こういうふうな公共の敷地内で実際に試験的に導入されることはできないか、お尋ねしたいんですけど。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

公園内にイノシシのわなの設置ができないかという御質問だと思いますけれども、みゆき公園ですね、小さい子ども等もたくさん来園をする公園でございますので、なかなかわなの設置という点については厳しいところがあるのではないかなというふうに考えております。ただ、場所を選んで、例えば、山際とか、子どもたちが寄らないようなところ、利用が少ないと言ったら語弊になりますけれども、そういったところについては試験的に設置することは可能じゃなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

みゆき公園は夜間進入禁止で人気がなく、立ち入りも禁止されていますので、ここでしたら昼間はやはり皆様方が御利用されますので、危険が生じると思います。特別に夜間ですね、わなを設置していただいて、イノシシの実態を研究していただき、結果が得られれば、市内のイノシシにお困りの方々のほうで再度使用するようなことはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

確かに三重県で研修を受けて、私もいい方法だなということは認識をしておりますが、まず、一定の敷地面積が要ということが1点ですね。それともう1つは、携帯電話等での操作ですので、リース料、費用的にもお金がかかることがあります。三重県で研修でお伺いしたのが、生態系をまず調べていますよと、行動範囲を調べていますということでお話を聞きましたので、それをするためには、一回捕まえて、そこにセンサーをつけてやらんと、どこを動いているのかわからないような状況になると思います。うちのほうもいろんな面でわなかごとか、いろんな方法があるということは聞いておりますので、その辺はまた研究をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

そしたら、梅林園内でこれまでイノシシを捕獲したことはありますか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

捕獲の実績はありません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

ないということですが、現在、やっぱり現場のほうに行ってみれば、ノリ網で一応梅林園のほうは柵をして進入路を断っているようですが、ノリ網自体もぼろぼろで、もう劣化していました。春、ちょっとことし行ってみたんですけど、やはり観光客の皆様方がたくさん見えていました。今現在、施設だけ被害をこうむっていると思うんですよ。けど、このままでは、やっぱりこれだけ人が出入りするところ、公園ですから、やはり人に害を及ぼすおそれもあるということですよ。ですから、できればちょっと財政的にも難しいとは思いますが、やはり子どもたちも立ち入りますし、そして委託されて作業をされている方々もいらっしゃると思うんですよね。その辺、財政難はわかりますけど、やはり人命にも危害を及ぼす可能性もあると思いますので、専門の方とお話をされて、ただ、わなは仕掛けたわ、捕獲できないじゃ、全然意味がないと思うんですよね。その辺どう思われますか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

もう少し研究をして、体系立った対策といたしますか、もう少し研究をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

ぜひとも早急にでも研究して対策をとっていただきたいと思っております。

そして、山口部長に質問をいたしますけど、先ほどおっしゃられた捕獲器ですけど、確かに1回持ってきて、この嬉野のほうで、結局はGPS等を使って、また1回捕まえたやつを放すと言われましたけど、ウェブ方式でカメラがついていますから、通信設備等きかないエリアもあると思うんですけど、今回、みゆき公園の敷地内、あれだけ広いですから、要するに子どもたちが来て危ないところがありますが、そこはちょっとのけて、山のほうとかなんとか、そういうところで、山というか、山手のほうで、余り人が行かないようなところで実験的にしてみることはできないか、再度お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

まず、リースができないかどうかというのは、ちょっと調べた経緯がございます。購入してしまえば、それを携帯電話みたいに通信契約をしなくてはいけないとか、一回一回施設を移転するにも人件費がかかりますし、そういうのを考えた場合に、それをするよりも、ちょっと猟友会と相談をして、イノシシが来る経路があると思います。そういうところにちょっと山手のほうに、公園敷地よりもちょっと中に入ったところでわなをかけていただいて、どうにか捕獲できないかどうかということは研究をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

今後の対策として協議をしていただいて、後々は嬉野市内の方々もイノシシにはかなり困っておられる方がたくさんいますので、今後の課題として協議していただきたいと思えます。

それと、最後に市長にお伺いいたします。

きのうの質問の答弁の中に、安全確保は敷地管理者の義務と市長がおっしゃられました。あと公有財産を守るのも、やはり敷地管理者の義務ではないかと思えますので、園全体を早急に、まず市費を確保されてから、柵を侵入路を全体的にふさいでいただくような対策をとっていただきたいと思えます。先ほど申しましたように、市長はどのようにお考えか、公有財産を守られるのも市長の義務ではないかと思えますが、最後に質問いたします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

施設の管理もちろんですけれども、安全に利用していただく責任は当然設置者にあるわけですので、御意見についてはもう十分わかっております。

また、イノシシの件につきましては、以前もみゆき公園で何頭か見かけられたわけですが、その際には、下宿地区のお茶畑をお持ちの方が捕獲をしていただいて、二、三回そういう経緯がございます。そういうことで、やはり地域の近隣の農地をお持ちの方に対しても、一応御相談をさせていただいて、どのような形でですね、現場を一番よく知っておられますので、実際捕獲もされておられますので、捕獲をしていただいた経緯とか、もう一回確認をさせていただいて、私たち一緒になってできる方法はないか、地元の方とも協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

それでは、専門の方、地元の方とも協議をなされて、話をされて、今後、早急にみゆき公園全体、また梅林園を、イノシシの対策をとっていただくようお願いしまして、次の質問に移りたいと思っております。

それでは、道路沿いののり面等の雑草対策について質問を行いたいと思っております。

これからではなく、現在の道路沿いののり面や舗装外の余地には雑草が伸び繁っておりますが、市としてはこれまでどのような対策を行われたか、お伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

のり面の雑草対策については、いわゆる公道ということでございますので、国道、県道、市道あるわけございまして、それぞれの責任者の範囲については、それぞれが予算を組んで行っておるということでございまして、また、里道等については、維持管理、修繕等につきましては、従来より地元管理をお願いしているところもございまして、草払いについても地元をお願いをしているという状況でございます。

また、嬉野市がとるべき、いわゆる範囲を除く生活道路等につきましては、地元での管理をお願いしている状況でございます。実際、家の前や農地と隣接しているところについては対応をさせていただいている状況でございますので、道路管理者といたしましては、地域の方の御協力をいただきながら、通行や歩行者の安全の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

公道等は、その公道の国道、県道、市道の道路管理者のほうで管理を行うということで、また里道等は地元の方に管理をしていただくということですが、地元においてお願いしているということですが、地元によっては少子・高齢化でこれまでのように作業をできない地区も出てくるのではないかと思います、この点はどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それぞれ地域によって事情はあるわけがございますけれども、そのような結果によって道路の安全走行等ができないということも考えられますので、私どもとしては、予算をお願いして、市道の管理ということで、職員を派遣して、年間ずっと対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

職員さんを配置して対処しているということですが、現在、これまで地元の方々が今までは道路沿いの自分の農地の近くののり面とか、それを市道、県道問わずして、やっぱり草が生い茂って、足元には自分の農地があると。それはやっぱりよその皆様方は若い方がおられる方、また高齢の方でも、自分で危険な場所を、のり面を草刈り機を持って作業をされるというのは、やっぱりこれから高齢、年を召された方にはとても危険だと思うんですよね。今まではボランティアではないんですけど、自分たちの敷地の近くの道路ののり面は、そのような感じでなされてきたと思うんですけど、これからやっぱり人手不足で若い方が地元にはない地区とかは、やっぱりその辺を懸念されて、この前の議員とかたろう会のほうでも、自分の私有地でもないところを自分が除草できないということで、自費でコンクリートを購入して、雑草の対策を考えている方もいらっしゃいました。その方は少しでも行政のほうからコンクリート代ばもらわれんですかねというふうなお願いの仕方をされましたが、それはちょっとその方の考えで、そういうふうなお困りの方々には、行政のほうとして、また所管のほうからそういうふうなお話をお聞きしていただいて対処してやるということではできないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

先ほどから議員御発言のように、それぞれの部落（196ページで訂正）で状況は大分変わっているんだらうと思っております。ただ、先ほど市長が答弁をいたしましたように、できれば生活道路等につきましては、地元のほうの御協力をお願いしたいと思っております。市道自体、約600路線程度ございます。延長といたしまして、300キロ程度ございまして、私どものほうも月曜から金曜まで3名の方に来ていただき、また月、水、金と、その方々と別に2名の方をお願いをいたしまして、市道の通行に関します安全管理、維持等については努めているところでございますけれども、ただ、今、議員の御発言のように、例えば、危険が伴うようなところということであれば、私どものほうに御一報いただければ現地を確認させていただきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

農林サイドからお答えをいたします。

農道に関しましては、議員も御存じかと思っておりますけれども、中山間事業等、多面的事業等で、地元でそれは施行されている事例もございますので、また、農道水路の3割補助の事業等もありますので、そこら辺、御相談をいただければ、可能であれば、条件が合えば、そういう補助も可能かと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

ありがとうございました。市道のほうは、またそういうふうにお困りのところがあれば、連絡をしてもらえれば、そこを現地を確認してから対処を行うということで。また農道のほうは、中山間地事業として3割補助等の対策といたしますか、補助事業があるということで、また、お困りの方がいらっしゃいましたら、農道の場合は農林課のほうに御連絡を入れていただければよいということですね、再度確認いたします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

その中山間事業、多面的事業であっても、うちが決定するわけではなく、地元でその使徒につきましては決定をして計画をして施行されますので、まず地元でお話をされてから、うちのほうに連絡をいただければと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

ありがとうございました。確認とれました。

また、先ほど申しましたけど、議員とかたろう会での場所のほうは、多分、農道ではなくて、市道、県道等と思います。県道に関しましては、建設課のほうから、所管のほうから県のほうへお願いはできますよね。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今、議員、御発言のように、市道以外の県道、国道、そういったところで今御発言のような事例があるのであれば、建設課のほうに御連絡をいただければ、責任を持って国、県のほうへおつなぎはいたします。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

財政的には本当大変だと思いますが、利用できる交付金等を利用して、市道等には本当、そのように草木が生えないように、防草シート、もしくはコンクリート等でこれから対策をとっていただきたいと思います。

その防草シートについてですけど、やっぱり平米的にはコンクリートより値が張るんですかね、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

コンクリートを張ると防草シートとの比較ということでございますけれども、多分、防草シートのほうが安価でできるのではなからうかと思っております。ただ、コンクリートを張る件につきましては、私ども景観条例を平成25年4月1日に施行いたしております。そう

いった中で、できるだけ自然に配慮をしたということで、私、同じ担当ということで、所管でございますので、コンクリートをのり面にべたっと張るというのについては、ちょっと景観の立場から言わせていただければ、できれば控えていただきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

防草シートはどうでしょうか、景観条例のほうでは。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

防草シートについては何ら問題はないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

それでは、今後、少子・高齢化で、地区によってはのり面の除草作業ができない方々がこれからふえてこれられると思いますので、今後、市のほうで対策をとっていただきたいとお願いをしまして、最後の質問に移りたいと思います。

最後の質問は、県道佐世保嬉野線沿いの藤棚について質問をしたいと思います。県道佐世保嬉野線沿いには、延長600メートルほどの藤棚があります。藤棚には美しい花がたくさん咲いていました。ここ数年、前のように咲いていないように思います。市としては、以前のように花を咲かせるような対策を考えられているか、お伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

藤棚の件でございますけれども、平成25年度に樹木の調査を行いまして、平成26年度までの2カ年において樹木の新植や支柱の番線補強を行ったところでございまして、樹勢の回復等に取り組んでいるところでございます。また、肥料も強力なものを用いて病気の予防に努めているところでございまして、今現在のところ、大規模な病気は発生しておらないところでございます。しかしながら、藤棚につきましては、地面がインターロッキングで整備されてあるところでございますので、肥料が十分に効くかどうかというような課題もござい

ので、今後、一部、肥料を散布しやすいように工事をいたしまして、専門家とも相談しながら樹勢の回復に努めて、以前のようにきれいな花が咲けばというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

対策をとっていらっしゃるということで、今まで樹木医さんとか専門員の方とお話等をされてそのような対策をとられているのか、お尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、平成25年にちょうど樹木の調査をさせていただいておりますので、そこらはいろんな方の御意見をいただきながらやっているということでございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

はい、わかりました。

皆様方からいろんな問題点を私お聞きしまして、要するに、何であそこは花が咲かないんだと、剪定か肥料か消毒か、そういうふうな作業を行う時期が悪いのか、間引きか、また品種等、病気もですね、いろんなことを耳にいたします。先ほど市長の答弁のほうで、一応、26年度に調査をされたということで確認とれました。これまでどこに行っても、今まで藤の花の時期になれば、市長のほうも皆様方から、なし花は咲かんとですかねというふうな御質問をお聞きしたと思うんですけど、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前からいろいろ御指摘をいただいておりますけれども、樹木自体が要するに花が垂れ下がるような樹木でないと。最初から植えてありましたのがそういう種類でございますので、なかなか課題はあるのじゃないかなというふうに思っております。

また、この前、テレビでもあっておりましたけど、昨年とことしですかね、何か藤に対する特殊な病気がはやって、ただ、嬉野も幾らか影響を受けていますけど、嬉野のほうはそう

でもなかったというふうな放送内容でございましたので、ですから、そこらについては手当てをしたかいが、効果があったのではないかなと思っております。これからもう少し、いわゆる肥料が効きやすいように作業をして、樹勢の回復には努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

老木等も多いんですね、その辺ちょっとお尋ねしますけど。古い。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど言いましたように、差しかえとか消毒とか肥料とか、やはりいろいろ手を尽くしてやっつけていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

わかりました。

市の花でもございますし、今後、今までのように、あそこは600メートルから藤棚がほかにはないような施設をつくっていただいておりますので、また嬉野市の玄関口でもありますし、よければ対策をとって早く花を咲かせていただくようお願いをしまして、今回の私の質問は終わりたいと思います。

○議長（田口好秋君）

これで川内聖二議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

2番宮崎良平議員の発言を許します。宮崎良平議員。

○2番（宮崎良平君）

皆様こんにちは。議席番号2番宮崎良平でございます。議長のお許しをいただきましたので、なるべく通告書に従い一般質問をさせていただきます。傍聴席の皆様におかれましては、足をお運びいただき、まことにありがとうございます。

さて、先日5月20日に、嬉野市出身の、現在、佐賀工業に通う堤ほの花さん17歳が、ラグビーの女子15人制日本代表のメンバーに選出されました。県勢女子のラグビー日本代表選出は初ということで、まさに快挙であります。2016年リオデジャネイロ、そして、2020年東京

オリンピックと夢は膨らむばかりであります。本市においても、こういった可能性を秘めた若者をしっかりと市民一体となりバックアップする体制を築いていきたいと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回は大きく分けて3点でございます。冒頭の話にも関連いたしますが、1つはスポーツ振興について、それから昨今の全国的及び県内全域における投票率低下について、最後に改正国民投票法成立及び公職選挙法についてであります。

ということで、まずは壇上より、本市のスポーツ振興における現状と課題点及び問題点をお伺いします。

あとの質問及び再質問は、質問者席よりさせていただきます。

**○議長（田口好秋君）**

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

宮崎良平議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、スポーツ振興について、2点目が全国的及び県内全域における投票率低下の現状について、3点目が改正国民投票法成立及び公職選挙法についてということでございます。

壇上からは1点目についてお答え申し上げます。

本市のスポーツ振興における現状と課題点及び問題点を伺うということでございます。

スポーツ振興につきましては、競技力の向上、生涯スポーツの振興を2つの柱として推進してまいりました。体育協会を中心とした各種目団体の活動により、県内で好成績をおさめる種目も出てまいりました。また、スポーツ推進員の皆様の活動により、グラウンドゴルフやミニバレーボールなど誰もが楽しめるスポーツも少しずつ浸透してきております。

しかしながら、ライフスタイルの多様化や少子・高齢化などの影響により変化しつつあるスポーツへの今後のニーズをどう把握するのかといった問題などについて、体育協会など関係団体としっかり協議していくことが急務だと考えておるところでございます。

以上で、宮崎良平議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

**○議長（田口好秋君）**

宮崎議員。

**○2番（宮崎良平君）**

先ほど御答弁いただき、ありがとうございます。

まずもって、先ほど市長の御答弁いただきました中で、嬉野市総合計画後期基本計画においても、その中でも答弁されたことがある程度記載されておるかと思っております。また、体育協会を含めて、そういった方々の御協力をいただいていることも重々承知しております。それを踏まえた上で、現状、課題とかも記載されており、それを踏まえた目標指数とか計画も理

解できるところではあります。

ちなみに、この基本計画の中に、目標指数として体育協会種別競技団体の数ということで、平成29年を目標値にして、現況18団体が平成29年度には20団体。総合クラブの育成ということで、今、のほほんが1団体あるんですかね、これを2団体に。スポーツ環境市民満足度ということで30.5%を35%に。週1回以上スポーツをしている市民の割合が29.4%を35%という形で示してあり、それを達成するための主要施策になるんですかね、6項目ほど出ておりますが、これは目標達成のための主要施策と考えて間違いないでしょうか。担当課の方よろしいでしょうかね。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）

お答えいたします。

先ほどありましたように、嬉野市総合計画後期基本計画ということで6つの柱を立てておりまして、先ほど市長が申しましたとおり、スポーツに親しむ環境づくりの推進ということで6つの柱を立てまして推進していくところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

では、この数値目標というのは、この6項目を含めた形で算出してあるということになるのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）

目標指数につきましては4項目を挙げまして、まず、体育協会の18団体が20団体ということで、今18団体が登録をしてありますが、体協にしましては、県体種目であります、今、結構はやっております硬式テニスとか水泳がふえて2団体という予想で、うちの課としては考えております。

総合型スポーツクラブにつきましては、今、嬉野が1団体ですので、塩田にもう1団体ということで目標を2団体としているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

この目標値を決めるに当たり、こういった根拠を持ち、はじき出したのかという算出基準が、いまいちこのところで納得できる感じではないんですけど、要はこれ、達成すればいいことですし、計画次第では十分可能な数字ではあると思うんですね。

ただ、ここに記載されている主要施策6項目において、すごく抽象的な表現というか、そういうものが多いような気がするんです。それに関してはいかがでしょうか、御答弁をお願いします。

**○議長（田口好秋君）**

文化・スポーツ振興課長。

**○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）**

お答えいたします。

6つの柱を立てておりますが、ここの中にも、軽スポーツにしましてはお年寄りから子どもまでということで、今回できております、例としまして、嬉野市に7地区あります地域コミュニティ運営協議会等に話を持ち込みまして軽スポーツの普及啓発等を行うところでございます。これは出前講座ということで、まず、子どもからお年寄りがそういう場に出向いて普及に努めるところでございます。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

宮崎議員。

**○2番（宮崎良平君）**

現在、活動されている体協及び各スポーツ競技団体、のほほんスポーツクラブ、スポーツ推進員と、全く違うベクトルで活動されているというか、そういう方々からお話を聞いてみたんですけど、ちょっとここに向けての連携というものが全く見えてこないというお話を聞いております。各団体とも、こっちを助けて、あっちを助けてという気持ちはあるんでしょうけど、その基本的な計画が決まっていない中でなかなか難しいというお話を聞きました。

ちなみに、そういう各種団体から会議などでお話をいただいた経緯とかというのはないでしょうか。

**○議長（田口好秋君）**

文化・スポーツ振興課長。

**○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）**

お答えします。

ある程度スポーツ振興課で開催する事業と、あと体協が開催する事業、その辺の分けが、幾らか説明不足のところもございまして、嬉野のほほんクラブはどこが扱っているのかといえば、体協を窓口として教室等をしているところがございます。その辺のすみ分けを、今

回指摘のとおり、その辺を明確にして周知したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

実際のところ、そういう声がたくさん上がってきている中で、現況、嬉野市においては、さまざまな施設の設備ですね、スポーツ誘致、スポーツツーリズム及び健康都市連合にも加盟しているという形で、県内外スポーツ関係者からすごく注目されていることには目を見張るものがある感じがするんでしょうけど、ただ、これ、具体的にしっかりとした施策が付随していないという気がするんですけど、そこら辺、ちょっと市長、御答弁いただいてよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そういうこともございまして、体協の方に法人化という組織を新しく立ち上げていただいて、まだ数年しかたっておりませんので、議員御発言のように、いろいろ、どっちでやっているのかなというふうなところもあると思いますけど、私どもとしては、このスポーツの課はもちろんでございますけれども、市内全体のスポーツの活動について体協の皆さんと一緒に協力してやっていくというのが前提でございますので、そこらが、今、議員御発言のように、まだ十分できていないのかなというふうに思いますので、そこらについてはしっかりと協議をしながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

ちょっとこれ提案なんですけど、それこそ2020年東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致も含めての、この前のオランダ・野球チームの合宿誘致というのも、多分、見据えてのことがあったと思うんでしょうけど、2023年には国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の佐賀県の開催というのもございますよね。そして、これまで進めてこられたプロスポーツの誘致とかグラウンドゴルフ、オルレなどのスポーツツーリズムで、一番は市民誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、市長がよく掲げている市民総スポーツ都市づくりというのを指すためには、もっとしっかりと、具体的で、かつ詳細な、長期的というか、そういったスポーツ振興計画というものをつくり上げるべきじゃないのかなと思うんですけど、それに

対して市長いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、御発言のことについては非常に重要に思っておるところでございます。今、資料等もお持ちでございますけれども、市民の方のためのスポーツができる環境づくりということが基本にあって、全ての施策がスタートするというふうに思っておりますので、そこらについては、先ほど申し上げましたように体協の方も十分御理解いただいておりますので、今までは全て市役所だけで、いろんな御協力をいただいてきたわけですが、体協のほうが法人化ということで組織もしっかりつくられましたので、十分連携ができていくかというところ、まだそうでもないところもありますので、先ほどの答えと重なりますけど、しっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

では、スポーツ振興計画の前に体協のほうに一応任せているというところで、この嬉野市のこれからのスポーツ振興を進めていくということよろしいのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今、体協が動き出されて、まだ時間がたっていないわけですが、やはりスポーツの振興とか組織化、そして大会の開催とか、そういうものにつきましては、今まで以上に体協の皆さん方の御理解をいただきながら、しっかりやっていかにやいかんというふうに思います。また、それに加えて、私どもとしては施設のいろんな課題等につきましても、体協の皆さん方からの御意見をいただきながらやっていくというのが、やっぱり専門家もたくさんいらっしゃいますので、いいのではないかなと思っております。

私どもがこれから努力すべき点は、以前からお話ししておりますように、要するに障がい者の方へのスポーツとか、また、この前も議員も御参加されましたけど、ファミリーでのスポーツとか、そういうふうな今までスポーツの概念になかったようなものを市民総参加ということで動けるように、政策としてしっかりやっていかなければならないと思っておりますので、引き続き努力をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

何となくわかったようなわからないような感じなんですけど、現況はまだまだ、嬉野市においてはスポーツ組織、または市民の意識というのは市が掲げるものと若干開きがあるように思うんですね。御存じかと思いますが、県では「する・みる・ささえる」スポーツの振興を21世紀の3つの柱として掲げてあります。

この中で、スポーツ振興基本計画の中でも、支えるスポーツ推進ということの重要性に多く触れてありまして、実際、ロンドンオリンピックとかパラリンピックでも、競技者とか主催者と一体になって大会を盛り上げるゲームズメーカーという、いわゆる市民ボランティアという大きな存在があるんですね。こういったことも現状と鑑みながら県のスポーツ振興計画というものも含めて進めていくことも可能ではあるんでしょうけど、私は嬉野市独自の、特に観光とリンクしながらの、ちょっとオリジナリティーあふれる、そういうスポーツ振興計画をぜひとも作成するべきだと思うんですが、最後に市長、もう一回、御答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

当然そのような形で進んでいかなければならないというふうにも思っております。

ただ、現状といたしましては、観光にしる、宿泊を伴うスポーツにしる、実際、私どものほうで開催していただく段階では、体協の皆さん方、今の嬉野市の組織の皆さん方の御協力がないと開催できないというのが現実的な話でございまして、例えば大会を誘致しましても、審判員の協力をお願いされたりですね。審判員がうちではちょっと手当てできませんといいますと、その合宿自体がだめになるとか、そういうこともございますので、やはり体協の皆さん方と一緒にやっていくという形が一番必要ではないかなというふうに思っておりますので、そこらについては十分連携をとっていきたいと思います。

それに加えて、先ほど言いましたように、じゃ、私たちが行政としてどう展開していくのかというのは、やはりこの障がい者スポーツ、そしてファミリーのですね、市民全部がスポーツに親しむと、そういうまちをつくっていくための努力をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

すみません、もう1つ、体協と一緒にこれを進めていくということもできないのでしょうか。スポーツ振興基本計画作成に当たり、体協と一緒に進めていくことは無理なんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

当然、一緒につくっていかねばならないですし、実際の柱のところは体協の方にいろいろお願いをしていくことになると思います。私どもとしては、それに伴いまして、行政として最終的には予算づけをどう行っていくのかということでもありますので、一緒にやっければと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

はい、わかりました。じゃ、次の質問に移ります。

次は、昨年からことしにかけて、我が市では市長選、市議会議員選、衆院選、県知事選、県議選と、選挙で始まり選挙で終わり、また選挙で始まったという慌ただしい感もあり、ちょっと選挙疲れが云々といった論調も多く聞かれる中、全国的及び県内全域における投票率低下についてということで御質問いたします。

まずは、市としてどのように捉えているのか、選管がいいですかね、よろしいでしょうかね。はい、お願いします。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（辻 明弘君）

お答えいたします。

市としてどのように捉えているかということですが、投票率につきましては、特に20歳代の若年層の投票率の低下が大きく取り上げられてはおりますけど、全国の調査によりますと、30歳代から40歳代、また70歳代以上の年代についても投票率60%を下回るという結果になっているという状況にあります。有権者数全体に占める構成率が高い中高年世代の投票率低下が、全体の投票率を下げ大きな要因の一つと考えております。若い世代だけでなく全ての世代において、政治的関心を持っていただく必要があると考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

これに関しては、私ども議員も含めてですけど、十分に責任を感じているところでもありまして、力不足に反省しております。ただ、このまま放っておくわけにはいなくて、ただ、本市の投票率においては、他自治体に比べまだまだ高い方ではあるんでしょうけど、ここにいただいた平成元年からの選挙別投票率というのを拝見していますと、ほぼ選挙ごとに投票率が低下しているというのが現状であります。

ここで次の質問に移るんですが、今回いただいた資料、合併前までは投票率のみ、合併後は男女別投票率まで算出されておりますが、ちなみにこれ、地域別、年代別などの算出はできるのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（辻 明弘君）

お答えいたします。

現在、期日前の投票については電算システムによって管理をしております。そのため、投票区別、年代別ともに投票率の算出は可能となっております。

ただ、当日の投票分につきましては、投票区別の投票率は把握できるわけなんですけど、年代別の投票率については手作業になるということで、選挙人名簿、多い中から拾い上げてということになりますので、今のところその作業をするいとまがないというか、そこまで行っておりません。その分析をするためのデータというのはそろっておりません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

多分それをやる場合は、莫大な人件費もかかるでしょうし、時間もかかるでしょうし、大変ではあるんでしょうけど、バーコードのついた投票用紙なるもの、もう今はそれこそ導入している自治体というものもあるんですよ。

ただ、ちょっと調べてみたんですけど、大体システムを含めて400万円ぐらいかかるということですし、仮に年齢別、地域別のデータを算出したところで、それをどういうふうに活用するのかという事前のシミュレーションというか、そういったものも当然必要ですし、実際難しいところではあると思うんですけど、ただ、若者に、政治離れだということで、ちゃんとした根拠もなく啓発にお金をかけるというのも、結局、最終的に問題解決にはならない

のかなというところもございますし、一度ぐらいいいかなと思って、もしそういったことで根拠をもってターゲットを絞っていくことを目標とし、そういったことで試しに使ってみるとかということも、それもまた地域別とかですよ、そういったことでもできないのかなと思うんですけど、それに対していかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（辻 明弘君）

お答えいたします。

全体的に、システム自体は導入をしておりますので、これを投票日当日に導入をすれば当然いいわけなんですけど、今の状況では、13投票所ありますけど、各投票所にそれを設けるまでの費用等を考えますと、今のところちょっとその導入はできないと思っております。

ただ、一部ですね、例えば22年実施の市長・市議選の場合のある投票区とか、そういったものでは出したものもありますので、そういったものを今後の啓発の参考にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

私もですけど、質問をしながら、答えを出しながらどういう方向性で行くのがいいのか、実際、迷走している感じではあるんですけど、そういう中でも、次の3番の投票率の向上に向けて、できる限りのことをしていかなきゃいけないということで、市としてはどういう形で、まずは手を打つ必要を感じているのかということと、感じているならどのような対策を考えているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（辻 明弘君）

お答えいたします。

投票率の向上に向けましては、市としても対応の必要性を感じております。現在、嬉野市が取り組んでいるところでは、小・中・高校への啓発ポスターのコンクールへの参加呼びかけ、生徒会役員選挙への選挙用具の貸し出し等を行ってところでございます。こういった子どもたちへの政治参加の意識づけに、さらに力を入れていくべきかと考えております。

ただ、先ほど議員もおっしゃられているとおり、劇的に投票率が向上するような即効性のあるような対策というものなかなか難しいのかなと思っております。ただ、一人でも多くの方が投票所に足を運んでいただきますよう、選挙の際に取り組む啓発活動についても今後

は研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

この投票率向上に向けてというのは、他自治体を見てみると、投票に行くと飲食店などでサービスを受けられるとかという選挙割なるものがあったり、都市部では、期日前投票に限りですけど、駅構内のショッピングモールとか駅で選挙ができたりとかという、そういったことも取り組みがあるんでしょうけど、今のところ私個人的には期日前というのがキーワードになっていると思うんですね。投票所拡大とか時間の延長、こういったことだったら地方でもできるのかなと思いつつながら、まずは投票しやすい環境づくりというのが、今のところ喫緊必要な対策なのかなというのを感じております。それについていかがでしょうか、お願いします。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（辻 明弘君）

お答えいたします。

期日前投票ですけど、これは法に決められているとおりに行っておりまして、嬉野市では2カ所で行っております。1カ所というところも市町のほうではあるかと思っておりますので、その点では、いずれの期日前投票所においても市民の方は投票ができますので、こういったところをもう少しPRしながら、投票日前でも投票できるというところのお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

これに関しては先ほども答弁いただきましたけれども、大切な国民の権利というものを行使できるありがたさというものを、それこそ長期的に家庭や学校教育において教えていくこと、家庭でもそうですけど、教えていくことというのが根っことしてあると思うので、そこを長期的に計画しながら進めていくべきではないのかなと思うんですけど、それについて市長、御答弁をよろしくお願いします。いいです、課長で結構です。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（辻 明弘君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、教育の現場でのこういった活動ということは非常に重要なことだと考えておりますので、教育のほうとも連携をとりながら、こちらのほうも教育現場の方の協力を得ながら啓発活動に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

では、最後の質問になります。

これも関連して最後の質問になりますけど、改正国民投票法成立に背中を押された形での公職選挙法改正ということになりますけど、1番、投票権及び選挙権の年齢引き下げが柱となる改正になるが、市としてどのように捉えているか、選管の方お願いいたします。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この選挙権年齢の引き下げについては、さまざまな御意見があるかと思っております。ただ、権利の行使につきましては積極的に行ってほしいといった考えを持っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

これもなかなか答弁しにくい質問ではある中でお答えいただき、ありがとうございます。

ナイーブな問題であります。次の2016年の参院選から導入予定の公職選挙法、早くて来夏の参院選という形になると思うんですが、実際のところ、これはもう2問目に行っています、ごめんなさい。実際のところ、後の憲法改正においての国民投票が多分メインとなってくるんでしょうが、そして今後、教育現場での対応をお考えでしたら、教育長お聞かせいただけますでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

改正国民投票法成立後の学校教育の対応ということでお答えをしたいと思っておりますけれども、この改正成立後は選挙権が18歳ということになるわけでございますので、やはり私も義務制の立場で行きますと、その年齢に達したときに確実に主権者意識を持つというものを、常

日ごろから機会を見て持たせていく、いわゆる興味、関心、意欲、態度といいですかね、そういうものが必要ではないかというふうに思います。

高校では、22年ぐらいに学習指導要領あたりで出てくるというふうに聞いておりますので、その段階で義務制ではどの程度になるのかですね。小学校6年で日本国憲法の話が出てまいります。国民主権の話が出てまいります。中学校では公民が出てまいりますので、そういう中での主権者教育のあり方というのも学習指導要領等でも示されてくると思いますので、そういったことを今、考えているところでおります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

18歳からということで、教育委員会の管轄ではなかったですけど、そこら辺で御答弁いただきありがとうございます。

ただ、投票の年齢までの教育は、これから先すごく、これまで以上に重要になってくるということは確かなものでありますし、これは私たちとしても、市としても、これから先、模擬投票の実施とか、あと、新聞などを活用して実際に学校側で政策、課題をつくるとか多角的な工夫が必要であると思うんですけど、要は、県立高校として嬉野に2つあるんですけど、そこに対してのしっかりとした情報交換をした中での、社会全体で進めていく、連携していくというところの促しというのをしていくことはできないのかなと思うんですけど、そこら辺お答えいただいでよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（辻 明弘君）

お答えいたします。

独自に私ども市の選管から直接ということは、今のところ検討しておりませんが、ただ、今後はそういったことが重要なことになるだろうと考えておりますので、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

このことに対しても、私たち議員も含めてですけど、皆さんで社会全体で注視していくべきことではないかと思っております。

では、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで宮崎良平議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで15時まで休憩いたします。

午後 2 時45分 休憩

午後 3 時 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

まず初めに、先ほどの川内聖二議員の質問に対する答弁の中で修正の申し出がっておりますので、これを許可いたします。建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

先ほど川内聖二議員の質問の答弁の中で、私、不適切な言葉で部落という発言をいたしました。集落という意味での発言でございますので、申しわけございませんけれども、集落ということで訂正をさせていただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（田口好秋君）

それでは、一般質問に入ります。

13番梶原睦也議員の発言を許します。梶原陸也議員。

○13番（梶原睦也君）

議席番号13番、公明党の梶原でございます。まず最初に、議長の許可をいただいておりますので、一般質問通告書の訂正をさせていただきたいと思っております。

一般質問通告書のボランティアによる地域支援についての部分で上から6行目、「白石町では「たすくっ券」と呼ばれる一枚100円のチケット」と書いておりますけど、すみません、これは間違いでありまして、白石町では「かせすっ券」と。すみません、私が思い込みで書いてしまいまして、訂正方お願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

今回はボランティアによる地域支援について、国民保養温泉地の認定について、粗大ごみの取り扱いについて、みなし寡婦控除についての4点を質問させていただきます。

本市は少子・高齢化、人口減少が大きな課題となっており、それに伴う対策は急務であります。特に、高齢化につきましては、2025年には団塊世代が後期高齢者である75歳を迎える時期と重なり、国としても地域包括ケアシステムの早期構築を求めています。地域包括ケアシステムにつきましては以前も質問いたしました。今回はもっと身近な課題として、地域通貨を使って高齢者や障がい者の方のちょっとしたお手伝いをするボランティア制度を提案させていただきます。

自助、共助、公助とありますが、これからはお互いが助け合う共助なしでは地域を維持す

ることが困難な時代となってまいります。そのような中、本市におきましては地域コミュニティを立ち上げられておりますけれども、今回提案いたします地域通貨を使ったボランティアも共助の精神から成り立つものでございます。

この制度は、あらかじめ地域通貨を発行し、ボランティアを利用したい人はこの地域通貨を購入し、手伝ってくれるボランティアの方に支払う。この地域通貨は市内の商店街で買い物ができます。もちろんボランティアは登録制となっております。こうすることで、頼む側も遠慮せずに安心して助けていただくことができます。さらには人間関係も構築でき、行政の負担も軽減できると考えますが、いかがでしょうか。

隣の白石町では「かせすっ券」として社会福祉協議会が主体となって始められましたけれども、このような地域通貨は既に全国に広がっており、本市においてもぜひ活用すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。あとの質問に関しては質問席より行わせていただきます。

**○議長（田口好秋君）**

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

梶原睦也議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、ボランティアによる地域支援についてということでございます。

御発言につきましては、現在、近隣では白石町、大町町、江北町が日常生活支援事業として社会福祉協議会において事業を展開しておられるところでございまして、現在のところ、本市ではこのような事業についてはまだ取り組んでおりません。

地域の助け合いという観点で考えれば、地域コミュニティ活動の一環として、まずは御近所同士の助け合いで支え合う共助の力があれば一番理想であると考えます。さらに、今後、日常生活支援事業として取り組むとなれば、ボランティア事業の主体である社会福祉協議会とも協議の必要が出てくると考えておるところでございます。

以上で梶原睦也議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

**○議長（田口好秋君）**

梶原議員。

**○13番（梶原睦也君）**

ありがとうございました。まず、順を追って質問させていただきます。

まずは地域包括ケアシステム、これは2025年をめどに可能な限り地域で高齢者の方に継続して住んでいただく、そういった包括的なサービスをつくっていくものでございます。これは国がそういった形で推進しておるわけでございますけれども、ここら辺につきまして嬉野市における地域包括ケアシステムの進捗状況というのはどのような状況になっている

のか、お伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

地域包括ケアシステムの進捗状況ということですが、この地域包括ケアシステムにつきましては、今回、医療を巻き込むというのが大きな課題になっております。そういうことで、今、鹿島藤津地区医師会での勉強会、それと地区医師会との協議調整を行っているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。

地域包括ケアシステムについては本当に幅広いいろいろな施策がありますけれども、今回の私の提案もその一つの提案ではないかなと思っております。

それ以外に、以前、介護ボランティアポイント制度というのも提案させていただいたことがございますけれども、これは介護施設でボランティアで介護をすることによってポイントを付与すると、そういったものでございますが、ここら辺については嬉野市内でそういったことを考えられた経緯はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

介護ボランティアの協議をしたかという御指摘ですが、今、現状でその介護ボランティアの制度を協議した経緯はございません。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

先ほど言いましたように、今後はやっぱりそういったボランティアの力をかりていくというのが必要になってくるんじゃないかと思っております。今回の分に関しても、介護ボランティアポイント制度も含めた上での対応とかも考えられるのではないかなと思っております。

嬉野市におきまして、実際いろいろなボランティアというのは幅広くあると思うんですけども、ボランティアに登録している団体というのは大体どれくらいあるのか。いろいろな分野があると思っておりますけれども、そういうことも含めてどれくらいのボランティアグループ

があるのか、これはわかるでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

申しわけございませんが、私のほうではちょっとその分についての把握はしておりません。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

こちら辺は実際、先ほど市長が地域コミュニティの中でということをおっしゃいましたけれども、そういったいろいろな形のボランティアグループと連携をとっていかないと今後は厳しいんじゃないかなと思うんですよね。そういった意味でちょっとお聞きしたんですけど、その状況とかも聞きたかったんですけど、今つかんでいらっしゃらないということで、こちら辺についてはしっかりと市としてはやっぱりつかんでおくべきじゃないかなと思うんですけれども、この点については市長いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（染川健志君）

お答えいたします。

先ほど部長のほうからお話をさせていただきましたけれども、介護ボランティアについては杵藤広域圏、嬉野市を含んで現在実施をいたしております。それについては訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。そこら辺は、そうですね、広域でやっていますよね。今回はちょっとそこはあれじゃないので、これ以上、質問はいたしません。

今の分の先ほどの私のボランティアの質問、市長お願いいたします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ボランティアセンターが社会福祉協議会の中で組織をされておまして、いろんな方が御

協力いただいているというのは承知をいたしております。そういう中で、先ほどありました高齢者福祉施設等の会報等が毎月、私どものほうに来る場合もあるし、年に3回とかありますけど、必ずボランティア団体の方が奉仕をされた報告が載っておりますので、多くの方がボランティアをしていただいているというふうに思っております。

組織の把握は、社協のほうでボランティアセンターを設けておりますので、そちらのほうでいただいているというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ここら辺についてもしっかりと、社会福祉協議会に任せるというだけではなくて、やっぱり市としてもきちっとそこら辺のことは把握しておくべきじゃないかなと思っております。

そしたら、続きまして、今回提案させていただいている分に関しては、介護保険制度での対応以外の部分でやっていかなければいけないというような部分で提案させていただいた分ですけれども、今現在、高齢者とか障がい者のちょっとしたお助けというか、例えば、ごみを出すとか電球をかえるとか、そういった部分に関しての対応というのは何かあるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えいたします。

今の現段階では、それについては特にはないと考えております。しかしながら、先ほど市長が申し上げましたけれども、地域コミュニティの活動の一環として、先ほど話がありました自助、共助、公助、その中の共助ということで昔ながらの隣同士のおつき合いと、そういうのを大事に、そういう社会をつくっていかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今、課長がおっしゃるとおりなんですけれども、現実には私も何人かの方にそういう相談を受けまして、現実には私が電球を取りかえたこともあります。そういうことで、近所のつき合いとかおっしゃいますけど、現実にはなかなか頼るといのは厳しい状況にあります。今、自助、共助、公助の考え方とおっしゃいましたけれども、当然、自分でできる方、自助でできる方は当然自分でやられます。そういった共助、お手伝いが必要な人というのは今後ます

ます出てくるのは間違いないわけですね。生活の形態も、きょう市長が言われていたと思うんですけども、核家族化で生活形態も今現在、昔のような状況になるということはないわけですので、今後は独居老人、そういった方がどんどんふえていくと。そういう中で、遠慮なくそういったちょっとしたお願いをできるような制度、それができないかなと思って今回の提案をさせていただきました。

先ほど市長がおっしゃったように、白石とか大町とかあるんですけども、中身はある意味どうでもいいというふうには言いませんけれども、そういった制度がやっぱり嬉野市でもあったらいいなという思いで、それが社会福祉協議会がするのか、市が独自でやるのかわかりませんが、そういったことをぜひ取り組んでいただきたいと、そういうふうに思っております。

そういう中で、この地域通貨というのは、現実に行うことによって、要するに地域通貨としていただくということで、お互いが申しわけないという気持ちはあるかもしれませんが、納得してお手伝いができる。もちろんそういうお金とかなんとかという問題じゃないんですけども、そういう意味では、こういう形をきちっと制度としてつくれば利用しやすいんじゃないかなと、こういうふう思うんですけども、市長、こういった取り組みというのは考えられないのかどうか。もちろん先ほどおっしゃったように、社会福祉協議会との話し合いの中で市として推進していこうという思いになれるのか、それは社会福祉協議会ではそれぞれの事業の中でそういうのも考えられるでしょうということなのか、こちら辺について市長、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前、こういう制度自体を提唱して全国的に広げられた堀田さんという方がおられるわけでございまして、その堀田さんの運動の中でもあったと思います。しかし、今のところ余り最終的に広がらなかったというようなことで、それはやはり精算の問題とか課題があったと思いますので、私としてはいいアイデアだと思いますので、システム等についてはちょっと勉強をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

確かにこういう新しいことをしたらなかなか浸透しないというのが、今まで私もいろいろ提案してきたんですけど、現実、なかなか浸透していないというのがいろいろあります。

やっぱりそれは事業を起こす側の姿勢の問題だと思うんですね。受ける側というのは当然わからないわけですので、それをもっと推進して啓蒙していくというのがなければ、幾ら新しい事業を立ち上げててもできないと、こういうふうに私自身も反省しているところがあるんですけども、こういった部分では、やっぱりこういう新しいことをやるのに、先ほどなかなか進まないとおっしゃいましたけれども、例えば、一人でもそういう方がいらっしゃったら、それを活用する制度がありますよと言うだけでも、本人さんにとっては相当な安心感になるわけでありますので、そこら辺についてはもっときめ細かな対応をしていかなければいけないと私自身も思っておりますし、市のほうもそういった対応でしていただきたいなと思います。

そしたら、この地域通貨の制度については、市長としてはちょっと取り組んでみようかなということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そのような趣旨で先ほどからお答えをしているところでございますので、ちょっと勉強をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

はい、わかりました。

では、次の質問に移りたいと思っております。

次は国民保養温泉地の認定についてということで上げておりますけれども、嬉野市の今の旅館数の推移、ここら辺についてお伺いしたいと思います。

それと、この10年ぐらい、大体でいいです。減っている、ふえている、ふえているということはないと思うんですけども、そこら辺と最近の中小旅館の現状、大手じゃなくて中小、ある意味、小さなところですね。旅館の現状についてどういうふうに担当課として把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

現在、旅館組合に加入されている旅館が34軒（223ページで訂正）と認識しております。

以前の旅館数というのは、すみません、ちょっと今手元に資料がございませんので、後だって……（発言する者あり）すみません、ピーク時は80軒ほどあったということでございます。（発言する者あり）すみません、訂正いたします。78軒だそうです。

あと、中小の旅館の状態ということでございますけれども、最近は宿泊客と、あと、まち歩きも結構ふえてまいりましたので、実際、中小の旅館の方にお聞きしたわけではございませんけれども、相乗効果があって若干は宿泊等も伸びているんじゃないかなと認識しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

最近はお客さんもふえているということでもありますけれども、現状としては半減しているというような状況ですよ、ピーク時からすればですね。それは、要するに事業としてなかなか厳しいという部分もあると思うんですけども、後継者がいないとかそういった部分でも当然あると思うんですよ。

空き店舗の対策とかいろいろやられていますけど、ここら辺も当然重要な施策ではあると思いますけど、今後、空き旅館というのが出てくるのが嬉野市のイメージにとっても非常に心配だなというのがあるんですけど、ここら辺については何か対策というか、考えられているのか。いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

実際、空き旅館が私が今把握しているところで1軒ございまして、そこには泉源がございまして、そういうのもあわせながら、購入等々は別としましても、検討していかなければいけない問題なのかなと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そうなんですよね。だから、将来的に見たときにそういった後継者がいないとかという部分も出てくるんですよ。1人でされているところもありますし、そういった部分も今後の、今回、エアロフの研修の中でもそういう話が出てきておったんですけども、空き部屋があると。そこら辺の活用についてもしていかなければいけないだろうみたいな話も出ていたん

ですけど、それについては今回主題が違いますので、次のときにこれはやりたいと思うんですけども、現状としてはそういう状況という中で、私は以前、現代版の湯治場ということで提案させていただいたんですけども、ちょっとその分は後でやりたいんですけども、その絡みの中で、そのときに市長が、嬉野市は最初、厚生労働省の健康保養地には指定されたということで答弁いただいたんですけども、そこら辺については指定されて以降、嬉野市を健康保養地として位置づけていこうということでいつも言われるんですけども、そして、具体的にはどういうことをされているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

嬉野市の温泉の歴史というものは、やはり湯治場から街道筋の温泉としてひなびた温泉地であったわけございまして、やはり地域の皆さん方に潤いを与えていくという温泉のあり方を大事にしていこうということでいろいろ意見もいただいて、その当時、研究いたしまして、いわゆる国民健康保養地というのがいろいろあるわけございまして、環境省とかありましたけれども、私どもとしては、当時の厚生省でございまして、厚生省が提唱いたしました健康文化とまちづくりプランというのに応募をいたしまして認められまして、計画書を提出いたしまして、厚生省の認めた健康保養地ということで、温泉地としては私どもが一番最初だったと思います。その後、伊豆の伊東とかいろいろとられたんじゃないかなと思います。

そういうことで、今、その計画書どおりに進めようということで頑張っているところでございまして、1つは、いわゆる保養を連泊型でやっっていこうという計画でございまして、もう1つは、例えば、吉田焼とかお茶体験とか、そういうようなことで地元の産業と一緒に観光地として成り立っていこうと。最終的には地域に住む私たちが健康で暮らせるような、そういう地域をつくっていこうという計画だったと思ひまして、その当時、嬉野のいろんな方が組織をつくっていただいて、そして、計画書としてまとめて提案させていただいて通ったということでございます。

そういうことでございますので、今、私どもがやっております健康保養地の、例えば、旅館組合の方がやっておられます乳がんの検診にしても全国で初めて私どもが取り組んだわけございまして、また、いろんな旅館の方の御努力もあっておるわけございまして、嬉野温泉らしい健康保養地の事業の展開というのは継続をしていただいているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。

そしたら、私も以前、提案させていただいて、そういった中で健康保養地としての嬉野ということで、温泉を使った健康保養という中で、具体的に入浴指導員の増員等も提案させていただきました。その後、入浴指導員についてはどのようになっているのか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

23年度に24名の方が温泉入浴指導員として講習を受けて認定をされていますけれども、その後は講習は実施しておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

その後、実施していないというのは、やっぱりそれなりに理由があると思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

これまで健康保養地づくり事業を展開してきたんですけれども、地域になかなか浸透していかなかったというのを踏まえまして、まず、市民の皆さんと、あと、温泉施設に勤務していただいている方々にまずはうちの温泉の日本有数の泉質のすばらしさとかを学んでいただきたいということで、主にその方たちに集まっていただいて講習会をしたいということで、温泉入浴指導員の講習は今のところ休止しているという状況でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

こちら辺についてもちよっといろいろ形を変えてでも考えていかなければいけないなと思うんですけれども、そしたら、先ほどからおっしゃっていた、私もこれを言っていたんですけど、湯治場として連泊型を目指すということでいけば中小旅館が多分主体になってくると

思うんですよね。ここら辺についての現場にお任せしていますということになるのか、それとも、市としてそういった連泊に対してはこういった対応を考えていますみたいなことがあるのかどうか。今現在、パンフレットをつくって湯治場のあれがありますよね。それだけで何か終わっているような気がして、何か具体的に嬉野がこれだけいい泉質があって湯治場として活用していただくというようなことがなかなか見えてこない部分があるんですけども、そこら辺について何か考えていることがあるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

議員も御存じだと思いますけれども、現在、嬉野温泉湯治の宿ということで4軒登録されています。3日連泊されると料金が安くなるということでございますけれども、湯治場ということでありまして自炊する設備がないということで、なかなか利用される方が少ないと旅館の方等々に聞いたときに聞いておりますので、市としまして旅館に対して支援等々はちょっと今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

なかなか民間のところに直接的な支援ができないというのは当然理解できるところでありますけれども、嬉野市はそういう健康保養地として位置づけていくのであれば、やっぱりそういう目玉的な部分は必要なんじゃないかなとは思っていますよね。

ちょっと市長にお聞きしますが、そしたら、嬉野市は温泉地として休養、保養、療養、この3つありますけれども、どこら辺を目指していこうと思っていられるのか、その点についてお聞きします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

休養、保養、療養ということでおっしゃいましたけれども、一くくりに言いますと、全て目指していきたいというふうに思っておるところでございます。よその温泉地につきましては、もちろん休養、保養というのがありますけど、療養までできる場所は九州では別府と指宿、そして嬉野だというふうに思っておりますので、そこらは医療施設の方ともしっかり

連携をとっていければと思っておりますし、また、温泉療法医の方も嬉野にもおられますので、以前からいろいろな講演等もお願いしてきたところがございますので、そこらはしっかり連携をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

梶原議員。

**○13番（梶原睦也君）**

今、市長がおっしゃったように、嬉野は相当そういう環境は整っているんですね。医療関係のところもありますし、当然、温泉療法の先生もいらっしゃいますし、そういった意味では本当に次のステップに進めるような環境はあるんじゃないかなと思います。

そういった意味で、今回提案させていただいている国民保養温泉地、これにやっぱり選定を受けるようにしていくべきじゃないかなと思って今回提案をさせていただきました。ことし5月1日に、市長は御存じだと思いますけれども、神奈川県箱根町の芦之湯温泉、ここが92カ所目の国民保養温泉地と指定を受けました。これは環境省所管の温泉の指定のものなんですけど、温泉保養のことをずっと調べたらこれしか出てこないんですよ、実際言って。国民保養温泉地しか出てこないんですね。市長がおっしゃった厚生労働省の分というのがなかなか今は表に出てきていないというのが現状じゃないかなと思っております。温泉法の中に書いてあるのも環境省によるという部分がかなり主を占めていまして、ここら辺でいけば、一般の方が温泉保養と調べたらこの国民保養温泉地しか出てこないんですよ。これは九州でいけば、雲仙・小浜、そして、別府ですね、鉄輪、あの辺全部。そして、大分の竹田温泉。この竹田温泉は長湯だけだったのが、現在は竹田温泉群ということで指定を受けています。佐賀県においては古湯・熊の川温泉、こういうことしか出てこなくて、嬉野温泉は出てこないんですよ。私はすぐ出てくると思って、以前やったことあるんですけども。

ここら辺でいけば、今回、箱根の芦之湯が92番目に指定されたということでニュース等でもぱっと報道もありましたし、13年ぶりに指定されたということで、嬉野温泉もここに、これがどういう形で選定されるのか、選定条件はいろいろあるんですけど、これを見ていたら嬉野は選定可能じゃないかなと思うんですよ、この選定条件を見ていまして。詳しくは中身はわかりませんが、温泉の効能、温泉の環境、ここら辺も全部整っていますし、管理運営と、ここら辺に関してもずっと中身を見ていたら、嬉野はこの国民保養温泉地の認定はされるんじゃないかなと自分なりに見ていたんですけど、ここら辺のことを調べられた経緯、一回私はこれをやったんですけども、その後、調べられたのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

議員がおっしゃった国民保養温泉地につきましては、今回、すみません、調べております。全国で92カ所ということで、国立・国定公園内にあるものが41カ所ということで、議員がおっしゃったように、佐賀県は唯一、古湯・熊の川温泉郷が指定されているということを調べております。あと、平成26年2月に「国民保養温泉地の現状と課題、今後のあり方について」という環境省から出されている文献といたしますか、資料は確認しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そういった意味で、市長、これを認定の申請をしようかなという考えはあられるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

早速調査は担当課がしていますので、今後また勉強をしていきたいと思っております。

以前も調べたことがありますけど、あの当時は国民健康保養地の制度自体がですね、環境省自体も指定した後、何もしていないというふうな状況でございましたので、私どもとしては厚労省のほうがいいというふうに判断をしてしたわけでございますので、もう一回そこらは勉強をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

私もちょっと調べていたら、途中でそういう助成制度みたいなものがとまっているのは事実なんですね。ただ、さっき言ったように、どこか温泉のいい保養地がないかなと調べたときに出てくるのはこれなので、これはPR効果としてはかなりあるんじゃないかなと思っております。だから、これに指定されたから国から何かあるとかないとかというのは、今、私もここでわかりませんけれども、そういったことばかりじゃなくてPR効果としては相当あるのかなというふうに思っていますので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

では、次に行きます。

そしたら、粗大ごみの取り扱いについてのほうに移りたいと思っております。

今、西部広域ごみ処理場がもうすぐ稼働すると思っておりますけれども、この稼働スケジュール

についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

今のところの予定でございますけど、ことし9月から試運転ということを伺っております。また、年明け1月からは本稼働ということで一応うちのほうには私は認識しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、9月から試運転で、1月から本稼働ということで、この1月の本稼働になった段階で現在の利用方法、要するに住民の方の利用方法の変更点についてはどのようなことがあるのかなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

基本的には、今までと同じような形でしばらくは様子を見たいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、今までのとおりということで理解いたしました。

そしたら次に、粗大ごみの件なんですけれども、これも以前やったことはあるんですけれども、粗大ごみの現在の取り扱いにつきましては、塩田地区においては粗大ごみ置き場に1個300円のシールを張って置いておくと。それを中継基地のほうに持って行っていただくというような処理の仕方でありまして。嬉野地区においてはそういった置き場がないということで、必要とあらば自分が持っていくと。1,000円ですか、一番安いやつでトラックいっぱい1,000円ということで持っていくというふうになっております。そしたら、そうなったときに、これも以前も本当に私は目の前で見えていて、今もいつもひっかかって今回出したんですけれども、自転車1台でも1,000円なんですよね。すみません、確認します。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

議員御発言のとおり、1台1,000円でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

非常に私はここがですね、お年寄りの方が自分の後ろのトランクをあけておろして1,000円払ってと、仕方なかもんねというてされよるわけですよ。何とかならんのかなと思いなから前回もやったんですけども、そしたら、ちょっとまた話を変えて、1台1,000円、そしたら、これは何台まで持っていったいいのか、この点についてお伺いします。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

一応積載量ということで、搬入使用車の積載量2トン未満まで車1台ごとに1,000円だということで、その車に積める分という表現はおかしいかわからんですけど、3個でも5個でも1,000円ということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、ちょっとほかのもので本当は言いたいんですけど、とりあえず自転車で言います。これを10台持っていても大丈夫なんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

実際には中継基地のほうに搬入車両の状況を聞き取りしております。ほとんどの車が1台につき積める分というか、それなりの量を積まれているということでございます。また、ある方と言ったらあれなんですけど、車によっては、自転車ということじゃないと思えますけど、粗大ごみを20個ぐらい積んだ車も実際にはあるということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

私がこれを言ったのは、自転車じゃないんですけど、言ったら特定されるので言えないんですけどでも、物を1個持っていったら1,000円と、3個持っていったら1,000円ですよ、今の嬉野の持ち込みでいけば。そしたら、5個持っていったら受け取れんと言われたと。何でかといったら、ここからは産廃になりますと。その方は別に業者でも何でも無い、個人です。この部分というのが非常に曖昧なんですよ。

そこら辺については、担当としては業者か一般の方かという、先ほどの話でいけば、そういうことじゃなくて一般の方だったら何個持って行ってでもいいですよというような雰囲気聞こえたんですけども、もう一回確認します。それでよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

議員御発言の件は、産業廃棄物というふうに中継基地が捉えられたのかとは思いますが、あくまで一般廃棄物ということであれば何個でもいいと。産業廃棄物の持ち込みはできないということです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、結局1個でも産業廃棄物はだめなわけですよ、当然。だから、1個じゃなくて、3つ持ち込んだら引き受けますと。5つだったら産業廃棄物とみなしますというような見解だったと。ここら辺の部分がきちっとできていないのかなと思うんですけど、ここら辺いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

私の立場として言えるのは、あくまで産業廃棄物はだめですよ、一般廃棄物だったらいいですよとしか、ちょっと今のところ言えません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ちょっとここら辺もまた中身をきちっとして話さないといけないことです。そういうことであれば、それはそれとして、先ほど言ったように1個でも5つでもトラックいっぱい1,000円と。またちょっと話を戻しますけれども、ここら辺の不公平感ということでいけば、嬉野市全域でシールを販売して、1つ持っていく人はぺたっと張って中継基地に持っていけば300円でしていただけると。それが3つになれば900円と、4つになれば1,200円ですから、逆に言えばトラックいっぱい1,000円のほうがましというのは個人の判断でできるわけですので、そういった形でぜひしていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

塩田地区と嬉野地区が合併して、ごみの収集方法がまず違ったということがあります。嬉野地区でシールをという話ですが、塩田地区でシールを張って置くことができるわけですね。それを塩田地区はできるのに何で嬉野地区は置けないのかという話になってくると思うんですよ。公平性から言うたらです。それを考えると、まずステーションの面的な整備が必要ではないかなと。それで持っていかれる分も置かれる分も共通してどちらもよろしいですよとしたほうが、方法としてはそれが一番いい方法ではないかなというふうに考えております。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

それはちょっと、私はそこで非常に不公平感を感じるのは、結局、嬉野市で塩田の方は置くところがあるとかというのは当然わかりますけど、基本的に今の段階で置くところはないわけですので、単純にシールを張って持っていけばいいですよという広報をすればいいだけの話であって、そこら辺の不公平感よりも今の1個と3つも5つもというのの不公平感のほうが大きいんじゃないか。だから、できない理由は何なのかなと、逆に私はそこが疑問なんですよ。

だから、今おっしゃるように、嬉野と塩田の置くところの不公平感よりも、そこじゃなくて、300円で1個なのか、1,000円で1個なのかというところの改善をですよ、嬉野市が合併して全域で塩田と嬉野のやり方は違うというよりも、逆に、そうすることによって同じやり方というのが一つ前進するわけですので、逆に言えば合併時から一歩前進したという形にこのごみの対応もなるんじゃないかなと私は思うんですけど、市長いかがですか、ここら辺については。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ちょっと現場の状況等もはっきりわかりませんので、勉強をさせていただきたいと思えますけど、どうでしょうかね。しかし、実際は持ち込まれるわけでしょう。ですよ。まとめて持ってこられたら逆に高くなるということですよ。どうですかね。1台持ってくる人はいいですけど、あるとき、ほかのと合わせて4つ持ってきたら、今度は1,000円でよかったのが1,200円になるということでしょう。（「いやいや、そうじゃないです。その場合は1台幾らでいけばいいわけですから。1個持っていく場合とかの対応です。言いよることはわかるですよ」と呼ぶ者あり）ちょっと勉強させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

先ほどの議員御発言の1個とか2個とか、極端に3個までやったら金額的に効率がよいというのは、単純な計算で申しわけないですけど、わかると思えます。それじゃ、実際、持ち込み状況というのを聞き取りを、今、持ち込んでいる1日の平均台数が大体7台だそうです。先ほど言ったように、ほとんどはいっぱい積んであるんですけど、今、1個持ってくるというふうなことを勘案すれば、実際に粗大ごみを持ち込まれている方に、例えば、今、議員御発言のように、300円で1枚張って持ってこれますよというふうな制度があるとしたら、早く出したいという方もいっぱいいらっしゃると思えますので、そういう方がどれくらいいらっしゃるのか、聞き取り調査をしたいというふうに課内でちょっと話していたんですよ。

それで、そうした場合にそういう頻度がかなり高くなった場合に、今度は受け入れ体制が、皆さん御存じだと思うんですけど、あそこの入り口から置く場所までがかなり勾配があって、かつ狭いということがございまして、通行の安全上の問題はどうかというのを1つは懸念をしております。また、シール貼付ということになれば、その確認作業というのももちろん必要になってきますので、一番心配しているのは交通安全上なんですけど、そういう意味での検証及び検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。

私が言いたいのは、やっぱりそうやってお年寄りが1人で1台持ってきて、ちょっとそれは忍びないなというのからちょっとこういう意見を出したんですけれども、何らかの対応をできるのであれば、だから、これがこういうことでできないというふうなきちとした問題点があるのだったら仕方ないと思うんですけど、どこにこれをするに問題があるのかなといつも思っていたもんですから、その点についてまた担当のほうで考え方をそこら辺に持って行って対応してもらいたいなということで提案させていただきたいと思います。いいでしょうか。（発言する者あり）

じゃ、以上でこの部分は終わりにしたいと思います。

そしたら、最後ですよ。すみません、ちょっと説明が1行だけで本当に申しわけないんですけども、みなし寡婦控除に対する考え方を伺うということで出しております。

ひとり親の方が子育てをするのには相当な苦勞が伴うわけでございます。そういった部分での支援策、ひとり親の方が子育てをする支援策、その中の一つに税制上の寡婦控除、これがあるわけでございますが、この寡婦控除とはどういうものか、説明をしていただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

所得税法における寡婦控除は、死別や離別など過去に結婚歴のあるひとり親を対象としております。同じひとり親でも、結婚歴のない場合は対象としておりません。よって、税法上は、みなし寡婦控除というのは適用がございません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今、説明がありましたように、離別、死別、そこら辺の部分で、未婚の方は控除の対象になっていないというのが今の現状です。しかし、私が言いましたように、ひとり親の方が子育てするには相当な苦勞が伴うということ、ここは事実ですよ。

そういう中で、寡婦控除制度、全てのひとり親を対象にしているわけではないと、これは間違いないでしょうか。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（諸井和広君）

お答えします。

先ほど申しましたとおり、結婚歴のあるひとり親を対象としておりますので、全体でのひとり親が対象とはなっていないのが現状です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そういうことで、そしたら、2013年、去年おとしですよね、最高裁判決で、旧民法から続いていた婚外子の相続分を法律の子の半分とする規定は憲法に違反し、無効と決したということで、結局、結婚した人の子どもであろうが、結婚していない人の子どもであろうが、これを差別することは違憲になるという判決が出たのは御存じでしょうか。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

そこまでの把握はまだできておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

これは判決が出たということで間違いがない事実でございます。そういった中で、今回質問させていただいているんですけれども、そしたら、現在の児童扶養手当の受給状況、この点をお伺いしたいと思います。その中で、未婚の方の分について数値がわかればお教えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

5月末時点の数字となりますけど、児童扶養手当受給者のうち、母子家庭の総受給世帯が234世帯、そのうち婚姻歴のない未婚の母子世帯が28世帯となっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

市内においても28世帯の方が未婚のひとり親ということでございます。先ほど言いました

ように、税制上では寡婦控除というのがあって、未婚の方はこの対象にはならないというのが先ほどの説明でございます。

そしたら、そういった方を何か救済する制度がないのかなということ、みなし寡婦控除というのを今現在、全国で自治体がですね、これは国が今やっていないので、自治体で何かできないかということが、このみなし寡婦控除の考え方でございます。

これはどういうことかといいますと、今現在、寡婦の方に対して行っている救済制度としては、ああ、すみません。そういった中で、寡婦控除の自治体における、例えば、保育園の保育料とか市営住宅の入居の控除とかありますよね。そういったものの対象としてどのようなものがあるのか、お教えいただきたいと思っておりますけど。

**○議長（田口好秋君）**

市民福祉部長。

**○市民福祉部長（田中昌弘君）**

お答えいたします。

議員発言のとおり、保育料や市営住宅の使用料、それから、福祉関係の制度で実施する事業等が対象になるかと思っております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

梶原議員。

**○13番（梶原睦也君）**

そうですね、端的に保育料も寡婦控除の対象になっているわけですね。そういった部分を先ほど言いました自治体でできるのは、未婚の要するに子どもがいる世帯、その部分を寡婦とみなしてその助成をしていくということを自治体で取り組んでいるところがあるんですけども、嬉野市でも「ひとにやさしいまちづくり」を標榜されている市長としては、そういった部分への対応をぜひ考えていただきたいなと思って今回提案をさせていただきました。

先ほど担当のほうから28世帯ということ全部がこの対象になるかどうかは、当然、所得制限もあるわけですので、それに該当するかどうかはわかりませんが、そういった嬉野市の施策というのにも必要なんじゃないかなと思って今回提案させていただきましたけれども、市長いかがでしょうか。

**○議長（田口好秋君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

理想的には、やはり最高裁の判決が出ているわけでございますので、それに従って上位法

が早急に変更されるというのが一番いいと思いますし、私どもとしても取り組みしやすいというふうに思っております。

また、検討いたしますけれども、じゃ、私どものほうでみなし寡婦控除の適用を實際いたしまして、所得に対する基準があるわけでございますので、実際どれくらいになるのか、これは一応試算をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

実際そこら辺を今回私が質問を出して、すみません、たったこれだけで言えないんですけども、そういった試算という部分は出してないですね。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

保育料の件で御質問ということでしたので、保育料に関しましては国の算定基準等がございます。そういうことで、現にシングルマザー的なものにつきましても母子世帯ということで、国の基準の中に法に該当するものの世帯ということで減免の措置がありますので、それに該当するものが今、所得で2階層と3階層のみが対象というような形になります。所得の制限がございますので、2階層、3階層の方については、今現在、対象者が8名いらっしゃいます。その方については軽減措置を行っているという状況です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。

いずれにしても、シングルマザーと俗に言いますが、この世帯というのは御苦労されながら、今、子どもたちを育てているという、この状況はしっかりやっぱり受けとめてやらなければいけないんじゃないかなと思います。

先ほど市長がおっしゃったように、国がここら辺の寡婦控除の中にそういうシングルマザーの人たちも入れるんじゃないかなとおっしゃいましたけれども、まだ国はそこまで現実には動いていないわけですね。判決は出ているんですけど、動いていないと。そういう中で、各自治体が自分のところのそういったお母さんたちには何らかの形で対応してやらんといかんやろうということで自治体が独自に設けたのが、みなし寡婦控除なんですね。だから、

ぜひ嬉野もですね、これは先ほど言いましたけれども、財政への影響というのはほとんどないです。あってもわずかです、実際これを稼働してもですよ。だから、ぜひそういった優しい政策という意味では取り入れていただきたいなと強く要望いたします。

実際、国が今やっていないというのは、地方が今後こういう形で動いてくることによって国は動かざるを得ないような状況になってくると思うんですよ。そういった意味で、そういう地方からの声を上げていくというのは非常にこういったことに関しては大事なことじゃないかなと思いますけど、市長いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そういうふうな趣旨もございますので、じゃ、実際導入したときにどうなるのかということも勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今回、私の質問の中で、ボランティアに関しては共助、この分に関しては公助、自助でできる人は自助で自分で頑張っていたかと。それでも足りない人は誰かの手助けを得るのが共助と。それもできない人、これは公助、ここでやっていくしかないと思うんですよ。私たち議員は本当に政治的な部分でいけば公助、ここをしっかりと対応していくのが我々議員の務めだと思っておりますので、そういった意味で今回の質問をさせていただきました。ぜひ特にみなし寡婦公助については前向きな検討を一日も早くしていただきたいということをお願いいたします、私の……

○議長（田口好秋君）

現代版の湯治場はさっき……

○13番（梶原睦也君） 続

もうよかです。さっき一緒に入れましたので、大丈夫です。

終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで梶原睦也議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後4時2分 散会